

官報

号外 昭和二十七年五月十六日

第十三回 参議院會議錄第四十号

昭和二十七年五月十六日(金曜日)午前
十時二十二分開議

議事日程 第三十九号

昭和二十七年五月十六日

午前十時開議

第一 本船運送法案(衆議院提出)

(委員長報告)

第二 耐火建築促進法案(衆議院提出)

(委員長報告)

第三 地方財政法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第四 警察予備隊令の一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第五 統計報告調整法案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第六 国民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第七 国有財産法第十三條の規定に基き、国会の議決を求めるの件(衆議院送付)

(委員長報告)

第八 国際計数センターの設立に關する條約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

(委員長報告)

昭和二十七年五月十六日 参議院會議錄第四十号 議長の報告

第九 海老津、赤間阿波間に簡易停車場設置の請願(二件)

(委員長報告)

第一〇 板柳駅に線橋架設の請願

(委員長報告)

第一一 山陰全線に急行列車運行等の請願(四件)

(委員長報告)

第一二 上野、青森阿波間下り直通急行列車増設に關する請願

(委員長報告)

第一三 上野、白河阿波間不定期週末下り列車等の運行延長に關する請願(三件)

(委員長報告)

第一四 水郡線、磐城東線の旅客サービス改善に關する請願(三件)

(委員長報告)

第一五 和歌山県田辺市、近野村間國營バス運轉延長の請願

(委員長報告)

第一六 國營自動車天龍線遠江横山路線延長に關する請願

(委員長報告)

第一七 道路運送法中一部改正等に關する請願

(委員長報告)

第一八 宇野、高松阿波間貨物輸送力増強に關する陳情

(委員長報告)

第一九 宇野、高松阿波間貨物輸送力増強に關する陳情(委員長報告)

第二〇 北陸本線改良工事促進に關する陳情(委員長報告)

第二一 甲府、長野阿波間にデイズル電氣機關車運轉の陳情(二件)

(委員長報告)

○議長(佐藤尚武君) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

一昨十四日內閣から予備審査のため左の議案が送附された。よつて議長は即日これを外務委員会に付託した。

中華民國との平和條約の締結について承認を求めるの件

同日修正議決した左の衆議院提出案は、即日これを衆議院に回付した。

公益事業令の一部を改正する法律案

同日修正議決した衆議院送付の左の內閣提出案は、即日これを衆議院に回付した。

簡易生命保險法の一部を改正する法律案

同日委員長から左の報告書を提出した。

地方財政法の一部を改正する法律案可決報告書

可決報告書

国有財産法第十三條の規定に基き、国会の議決を求めるの件議決報告書

本船運送法案可決報告書

國民金融公庫法の一部を改正する法律案可決報告書

去る十三日委員長から提出した左の公聽會開會承認要求に對し、議長は一昨十四日これを承認した。

公聽會開會承認要求書

一、事件の名稱 日本電信電話公社法案(予備審査) 國際電信電話株式會社法案(予備審査)

一、公聽會の問題 日本電信電話公社法案及び國際電信電話株式會社法案について

一、公聽會の月日 五月二十七日

右本委員會の決議を経て、參議院規則第六十二條第二項により要求する。

昭和二十七年五月十三日

電氣通信委員長 鈴木 恭一

參議院議長佐藤尚武殿

同日內閣總理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

資源庁炭政局開光

鐵道部鐵道第一課 大山 隆君

長兼同第二課長

一昨十四日內閣總理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

海上保安庁次長 三田 一也君

厚生省公衆衛生 楠本 正康君

局環境衛生部長

同日內閣總理大臣から、資源庁炭政局開光鐵道部鐵道第一課長兼資源庁炭政局開光鐵道部鐵道第二課長大山隆君、厚生省公衆衛生局環境衛生部長楠本正康君、海上保安庁次長三田一也君を第十三回國會政府委員に任命した旨の通知を受領した。

昨十五日委員會において當選した理事は左の通りである。

理事 松本 昇君(古池信三君の補充)

同日衆議院から左の內閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員會に付託した。

地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案

地方行政委員會に付託

破壊活動防止法案

公安調査庁設置法案

公安審査委員會設置法案

同日委員長から左の報告書を提出した。

國際計数センターの設立に關する條約の締結について承認を求めるの件議決報告書

連合國及び連合國民の著作權の特例に關する法律案修正議決報告書

警察予備隊令の一部を改正する等の法律案修正議決報告書

統計報告調整法案可決報告書

昭和二十七年五月十六日 参議院會議録第四十号 會議 議員派遣の件 木船運送法案

運輸委員会請願審査報告書第五号同特別報告第六号及び第七号

同日衆議院から、本院の回付した左の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。簡易生命保険法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。簡易生命保険法の一部を改正する法律案

法律

一昨十四日内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

資源調査会事務局長 大野 敦雄君
昨十五日内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

特許庁総務部長 松永 幹君

行政管理庁監察部長 柳下 昌男君
工業技術庁調整部長 川上 為治君

同日内閣総理大臣から、行政管理庁監察部長柳下昌男君外三名(前掲議長承認の通り)を第十三回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

○議長(佐藤尚武君) これより本日の會議を開きます。

この際、お諮りいたします。地方行政委員長から、本月一日京都に起つた集団不法事件を实地調査するため、京都市に堀末治君、吉川末次郎君、館哲

二君、中田吉雄君を、本日より本月末日までのうち四日間、電気通信委員長から、電信電話施設等を实地調査するため、大阪府に山田節男君、小笠原二三男君、水橋肇作君を、本月十八日より二十四日までのうち三日間の日程を以てそれ〴〵派遣したい旨の要求書が提出されております。各委員長要求の通り、これら七名の議員を派遣することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつて各委員長要求の通り議員を派遣することに決しました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第一、木船運送法案(衆議院提出)を議題といたします。

先ず委員長長の報告を求めます。運輸委員長山縣勝見君。
〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

木船運送法案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十七年四月二十五日
衆議院議長 林 譲治

参議院議長佐藤尚武君
木船運送法案

木船運送法

(この法律の目的)

第一條 この法律は、木船運送事業の健全な発達を図り、もつて木船

による海上運送の円滑な運営に資することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「木船」とは、海上において物品の運送に従事する木製船舶(木製のはしけを含む)であつて左に掲げるものの以外のものである。

一、かゝるのみをもつて運転し、又は主として、かゝるのみをもつて運転する舟

二、漁船法(昭和二十五年法律第百八十七号)の適用を受ける船舶

三、この法律において「木船運送事業」とは、木船運送業、木船回漕業及び木船貸渡業をいう。

四、この法律において「木船運送業」とは、木船による海上における物品の運送をする事業であつて左に掲げる事業以外のものをいう。

一 第四項第二号に掲げる事業
二 海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)に規定する旅客定期航路事業

三 港灣運送事業法(昭和二十六年法律第百六十一号)に規定する港灣運送事業

四 開港法(明治三十二年法律第六十一号)に規定する開港以外の港灣において港灣運送事業法第三條各号に掲げる事業に相当する事業を営む事業

四 この法律において「木船回漕業」とは、左に掲げる事業の全部又は一部を行う事業であつて港灣運送事業法に規定する港灣運送事業及び開港法に規定する開港以外の港灣において港灣運送事業法第三條各号に掲げる事業に相当する事業を営む事業以外のものをいう。

一 自己の名をもつて木船による海上における物品の運送の取次をする事業

二 木船による海上における物品の運送を引き受けその運送の全部又は一部の運送を木船運送業者又は他の木船回漕業者に下請をさせる事業

三 木船運送業者の委任を受け運賃の請求又は受取をする事業

四 木船による海上における物品の運送の履行を保証する事業

五 木船による海上における物品の運送の媒介をする事業

六 その他いかなる方法をもつてするかを問はず実質的に前五号の一に該当する事業

五 この法律において「木船貸渡業」とは、木船の貸渡(期間、船を含む)をする事業をいう。

六 この法律において「回漕料」とは、木船回漕業者が第四項各号に掲げる事業に係る行為の反対給付として荷主、木船運送業者又は木船回漕業者から受け取る対価をいう。

(登録)
第三條 木船運送業又は木船貸渡業を営もうとする者は、その主たる営業所の所在地を管轄する海運局長(運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)第三十九條の海運局長をいう。以下同じ)の登録を受けなければならない。

二 木船回漕業を営もうとする者は、第九條の規定により営業保証金を供託し、且つ、その主たる営業所の所在地を管轄する海運局長の登録を受けなければならない。

(登録の申請)
第四條 前條の登録を受けようとする者(以下登録申請者という)は、左に掲げる事項を記載した申請書をその主たる営業所の所在地を管轄する海運局長(以下海運局長という)に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所
二 木船運送業、木船回漕業又は木船貸渡業の種類
三 主たる営業所及び従たる営業所の名称及び所在地
四 法人である場合においては、その役員の名

二 前項の申請書には、省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

三 木船回漕業の登録を受けようとする者は、前條の営業保証金を供

する者は、前條の営業保証金を供

する者は、前條の営業保証金を供

する者は、前條の営業保証金を供

託した後でなければ、第一項の申請をすることができない。

(登録の実施及び登録の通知)

第五條 海運局長は、前條の規定により登録の申請があつた場合においては、次條の規定により登録を拒否する場合を除くの外、遅滞なく、前條第一項各号に掲げる事項を木船運送業者登録簿、木船回漕業者登録簿又は木船貨渡業者登録簿に登録しなければならぬ。

2 海運局長は、前項の規定による登録をした場合においては、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第六條 海運局長は、登録申請者が左の各号の一に該当するときは、その登録を拒否しなければならない。

一 この法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から一年を経過しない者

二 第二十三條の規定により木船運送事業の登録を取り消され、その取消の日から一年を経過しない者

三 法人であつて、その役員のうち前二号の一に該当する者があつるもの

2 海運局長は、前項の規定による登録の拒否をした場合において

は、遅滞なく、理由を附してその旨を登録申請者に通知しなければならない。

(登録手数料)

第七條 登録申請者は、登録を受けようとする事業の種類ごとに、千円以下の範囲内において政令で定める額の手数を納めなければならない。但し、第十四條第三項後段に規定する期間内になされた登録の申請については、登録手数料を納めなくてもよい。

(変更登録の申請)

第八條 木船運送事業者は、第四條第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、その事由が生じた日から三十日以内にその旨の変更登録申請書を海運局長に提出しなければならない。

2 木船回漕業者は、あらたに営業所を設置したときは、第十條の規定により営業保証金を供託した後でなければ前項の変更登録の申請をすることができない。

3 木船運送事業者は、その主たる営業所を登録を受けている海運局の管轄区域外に移転するときは、省令の定めるところにより、変更登録申請書を登録を受けている海運局長を経由して移転後の主たる営業所の所在地を管轄する海運局長に提出しなければならない。

4 第五條及び第六條の規定は、第

一項の規定による変更登録の申請があつた場合に準用する。

5 木船回漕業者は、第二項に規定する登録の変更をした後でなければ、その営業所について営業を開始することができない。

(営業保証金の額及び供託)

第九條 第三條第二項の営業保証金の額は、主たる営業所につき十万円、その他の営業所につき営業所ごとに三万円の割合に相当する金額の合計とする。但し、総額二十万円をこえないものとする。

2 第三條第二項の規定による営業保証金の供託は、木船回漕業者を営もうとする者の主たる営業所の最寄の供託所にこれをしなければならない。

(営業所新設の場合の営業保証金)

第十條 木船回漕業者は、事業の開始後あらたに営業所を設置したときは、当該営業所につき前條第一項に規定する割合の営業保証金を同條第二項に規定する供託所に供託しなければならない。但し、その者が供託する営業保証金の額が二十万円をこえることとなるときは、その超過分についてはこの限りでない。

(営業保証金の不足額の供託)

第十一條 木船回漕業者は、営業保証金について債権者がその権利を実行したため営業保証金の額が第

九條第一項及び前條に定める額に不足することとなつたときは、省令で定める日から三十日以内に、その不足額を第九條第二項に規定する供託所に供託しなければならない。

2 木船回漕業者は、前項の規定により営業保証金を供託したときは、二週間以内に、供託物受入の旨を記載した供託書の写を添附して、その旨を海運局長に届け出なければならない。

(営業保証金の保管替)

第十二條 木船回漕業者は、その主たる営業所を移転したときは、遅滞なく、営業保証金を供託している供託所に対し、移転後の主たる営業所の最寄の供託所への営業保証金の保管替を請求しなければならない。

(営業保証金の還付)

第十三條 木船による海上における物品の運送に関し木船回漕業者と取引をした者は、その取引により生じた債権に関し、木船回漕業者が供託した営業保証金について、その債権の弁済を受ける権利を有する。

2 前項の権利の実行に関し必要な事項は、省令で定める。

(無登録営業の禁止)

第十四條 木船運送業者又は木船貨渡業者は、第三條第一項の規定による

登録を受けた者でなければ、これを営んではならない。

2 木船回漕業者は、第九條の規定による営業保証金を供託し、且つ、第三條第二項の規定による登録を受けた者でなければ、これを営んではならない。

3 木船運送事業者が死亡又は合併したときは、相続人又は合併後存続する法人は、死亡又は合併した日から六十日以内は、前二項の規定にかかわらず、当該事業を引き継ぎ営むことができる。その期間内において木船運送事業の登録を申請した場合において、その申請について登録をする旨又は登録を拒否する旨通知を受けるまでの期間についても同様とする。

(名義利用の禁止)

第十五條 木船運送事業の登録を受けた者は、その名義を他人に木船運送事業のため利用させてはならない。

(標準木船運賃及び標準回漕料)

第十六條 運輸大臣は、航路及び貨物を指定して標準木船運賃又は標準回漕料(関係木船回漕業者が受け取る回漕料の合計の標準をいう。以下同じ)を設定し、これを告示する。

2 前項の標準木船運賃又は標準回漕料は、当該運送の特質に従い、能率的な経営の下における適正な

昭和二十七年五月十六日 参議院會議録第四十号 木船運送法案

原価を償い、且つ、適正な利潤を含むものでなければならぬ。

3 運輸大臣は、標準木船運賃又は標準回漕料が前項の基準に適合しなくなつたと認めるときは、これを変更する。

4 運輸大臣は、標準木船運賃又は標準回漕料を設定し、又は変更しようとするときは、運輸審議会にはからなければならぬ。

(八聽会)

第十七條 運輸審議会は、前條第四項の規定により付議された事項について決定をしようとするときは、あらかじめ期日及び場所を公示して、公聴会を開き、利害関係人の意見を聞かなければならぬ。

(運賃又は回漕料に関する勧告等)
第十八條 運輸大臣は、第十六條の規定により標準木船運賃の設定されている航路及び貨物に係る運送について、標準木船運賃と異なる運賃で取引をした木船運送事業者がある場合において、当該取引が木船運送事業の健全な発達を阻害するおそれがあると認めるときは、その者に対し、当該取引の是正その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

回漕料の合計が標準回漕料と異なる場合において、そのことが木船運送事業の健全な発達を阻害するおそれがあると認めるときは、当該関係木船回漕業者に対し、当該取引の是正その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

3 第一項又は前項の規定による勧告があつたときは、木船運送事業者は、運輸大臣が指定する期間内に、運輸大臣に対し、当該勧告を応諾するかしないか(応諾しない場合にはその理由を附して)を回答しなければならぬ。

4 運輸大臣は、木船運送事業者が前項に規定する回答をしなかつたとき又はその応諾しない理由が正当でないと認めるときは、その木船運送事業者に対し、理由を示して、第一項又は第二項の勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(標準木船貨渡料)
第十九條 運輸大臣は、木船運送事業の健全な発達を図るため必要があると認めるときは、標準木船貨渡料(標準木船期間より船料を含む。以下同じ)を設定することができる。

2 第十六條第二項から第四項まで、第十七條及び前條の規定は、

前項の標準木船貨渡料について準用する。

(回漕料等の明示)

第二十條 木船回漕業者は、木船運航業者に対し、木船による海上における物品の運送につき自己の取得する回漕料等の総額及びその内訳を書面をもつて明示しなければならぬ。

(まづ、消登録の申請)

第二十一條 木船運送事業者が左の各号の一に該当することとなつたときは、当該各号に掲げる者は、その日から三十日以内に、海運局長にまづ、消登録の申請をしなければならぬ。

一 木船運送事業者が死亡したときは、その相続人

二 法人である木船運送事業者が合併により消滅したときは、その役員であつた者

三 法人である木船運送事業者が合併又は破産以外の事由により解散したときは、その清算人

四 法人である木船運送事業者が破産により解散したときは、その破産管財人

五 木船運送事業を廃止したときは、木船運送事業者であつた者(法人にあつてはその役員であつた者)

(登録のまづ、消)
第二十二條 海運局長は、左の各号

に掲げる場合においては、当該木船運送事業者の登録をまづ、消しななければならぬ。

一 前條の規定によるまづ、消登録の申請があつた場合

二 次條の規定により木船運送事業者の登録を取り消した場合

(事業の停止及び登録の取消)
第二十三條 海運局長は、木船運送事業者が左の各号の一に該当するときは、三箇月以内において期間を定めて当該木船運送事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は当該木船運送事業者の登録を取り消すことができる。

一 この法律の規定又はこの法律の規定に基く処分に違反したとき。

二 第六條第一項第一号又は第三号の規定に該当することとなつたとき。

三 第十八條第三項(第十九條第二項において準用する場合を含む)の規定により勧告を応諾する旨を回答しながら正当理由がなくて当該勧告に従わなかつたとき。

2 海運局長は、前項の処分をしようとするときは、公開による聴聞を行わなければならない。

3 海運局長は、第一項の処分を行う場合には、その処分をしようとする事由並びに聴聞の日時及び場

所を、その期日の七日前までに当該木船運送事業者に通知し、且つ、これらの事項を公示しなければならない。

4 聴聞においては、当該木船運送事業者又はその代理人に、自己又は本人のため意見を述べ、且つ、証拠を提出する十分な機会が與えられなければならない。

5 第六條第二項の規定は、第一項の処分をした場合に準用する。

(営業保証金の取りもどし)

第二十四條 第二十二條の規定による登録のまづ、消があつたときは、木船回漕業者であつた者又はその承継人は、第三條第二項の営業保証金を取りもどすことができる。木船回漕業者が一部の営業所を廃止した場合において、営業保証金の額が第九條第一項に規定する額をこえることとなつたときは、その超過額についてもまた同様とする。

2 前項の営業保証金の取りもどしは、当該営業保証金につき第十三條第一項の権利を有する者に対し、六箇月を下らない一定期間内に申し出でるべき旨を公告し、その期間中にその申出がなかつた場合でなければ、これを行うことができる。但し、営業保証金を取りもどすことを得べき事由が発生

したときから十年を経過したときは、この限りでない。

3 前項の公告その他営業保証金の取りもどしに關し必要な手続は、省令で定める。

(事業改善の勧告)

第二十五條 運輸大臣は、木船運送事業の健全な発達を図るため必要があると認めるときは、木船運送事業者に対し業務運営の改善、船質の改善その他当該事業の合理化に關し勧告することが出来る。

(報告の徴収)

第二十六條 運輸大臣は、この法律の施行を確保するため必要があると認めるときは、木船運送事業者に対し、その事業に關する報告を求めることが出来る。

(湖、沼又は河川において営む木船運送の事業)

第二十七條 この法律の規定は、もつぱら湖、沼又は河川において営む木船運送の事業に準用する。

(海上運送の適用除外)

第二十八條 この法律の規定により木船運送事業の登録を受けた者は、海上運送法第二十三條、第二十四條及び第三十三條の規定による届出をしなくてもよい。

(訴願)

第二十九條 第二十三條の規定による海運局長の処分不服がある者は、訴願することが出来る。

(罰則)

第三十條 左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第十四條第一項(第二十七條において準用する場合を含む。)の規定に違反して、木船運送業者又は木船賃渡業者を営んだ者

二 第十四條第二項(第二十七條において準用する場合を含む。)の規定に違反して、木船回漕業者を営んだ者

三 第十五條(第二十七條において準用する場合を含む。)の規定に違反して、名義を他人に利用させた者

四 第二十三條第一項(第二十七條において準用する場合を含む。)の規定による事業の停止の処分違反した者

第三十一條 第二十條(第二十七條において準用する場合を含む。)の規定に違反して、回漕料等の総額又はその内訳を書面をもつて明示しなかつた者は、三万円以下の罰金に処する。

第三十二條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が法人又は人の業務に關して、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の刑を科する。但し、法人又は人の

代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相當の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、この限りでない。

第三十三條 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の過料に処する。

一 第八條第一項又は第三項(第二十七條においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をした者

二 第二十一條(第二十七條において準用する場合を含む。)の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をした者

三 第二十六條(第二十七條において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。

(経過規定)

2 この法律施行の際現に木船運送事業を営んでいる者は、この法律施行の日から百日以内は、第十四條の規定にかかわらず、当該事業を引き続き営むことができる。その期間内に第十四條の規定により登録を申請した場合において、その

申請について登録をする旨又は登録を拒否する旨の通知を受ける日までも同様とする。

(他の法律の改正)

3 運輸省設置法の一部を次のように改正する。

第四條第一項第四十三号の次に次の一号を加える。

四十三の二 標準木船運賃、標準回漕料又は標準木船賃渡料を設定すること。

第六條第一項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 標準木船運賃、標準回漕料又は標準木船賃渡料の設定

第二十三條第一項第七号の次に次の一号を加える。

八 標準木船運賃、標準回漕料又は標準木船賃渡料の設定に關すること。

第四十條第一項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 木船運送事業の登録に關すること。

4 海事代理士法(昭和二十六年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

別表第二中第五号の二の次に次の一号を加える。

五の三 木船運送法(昭和二十七年法律第 号)

〔山縣勝見君登壇、拍手〕

○山縣勝見君 只今議題となりました木船運送法案につきまして、運輸委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は衆議院議員關谷勝利君はか三十名の提出にかかるとありまして、その目的といたしますところ、木船が、国鉄、汽船と並びまして極めて重要な国内輸送機関でありますにもかかわりませず、木船運送事業は極めて薄弱な経済的基盤の下に經營されて参つたのでありますので、その経済的地位を向上せしめ、以てその健全な発達を図らんとするものであります。

本法案の要点を申し上げますと、第一は、木船運送事業につきまして登録制を規定いたし、無登録営業を禁止いたしておることあります。第二は、木船運賃及び回漕料につきまして、標準運賃並びに標準回漕料制をとり、不当な運賃料金防止の規定を設けておることあります。第三は、木船回漕業につきまして、その信用を維持せしめ、するのために、営業保証金制をとつておることあります。

本法につきましては委員会におきまして活潑な質疑が行われたのであります。今その主なるものを申し上げます。

その第一は標準運賃に關するものであります。標準運賃と現行運賃と

昭和二十七年五月十六日 参議院會議録第四十号 耐火建築促進法案

の關係如何、標準運賃の設定は物価に如何なる影響を與えるか、標準運賃についてどの程度の幅を認めるか、如何なる貨物について標準運賃を設定するか、等の質疑が行われたのであります。が、これらの質疑に対する提案者並びに政府委員の答弁を総合いたしますと、「標準運賃は運輸審議会に諮問して設定せねばならぬので、諮問後でない限り現行運賃との關係について申し上げられないが、木船貨物運賃中最も代表的な若松・大阪間の石炭運賃について推測するならば、現行運賃がそのまま標準運賃になるとは考えられないが、又同時に直ちに現行運賃に影響があるとも考えられない。

なお又石炭運賃に関しては、石炭業界とも完全な了解ができておることであり、なお又標準運賃設定に當つては通産大臣と十分協議することとなつておる」という答弁があつたのであります。又標準運賃の幅につきましては、「航路により、又他の運送機関との関連にその他の事情によつて異なるが、二割程度、場合によつては三割程度まで認めることとならう」との答弁があつたのであります。又標準運賃は運賃を安定させるのが狙いでありまして、石炭、セメント、硫黄、木材、

塩のごとき重要物資についての設定する」との答弁があつたのであります。

第二は、木船回漕業に対する営業保証金制に関する質疑でありましたが、「営業保証金制を設けた理由及び営業保証金額の基準如何、営業保証金の供託は小規模回漕業者にとつて資金上相当の負担となると思われるが、供託金を見返りとして融資の方途を講じ、木船運送業者の助成に役立たせる考えはないか」との質疑が行われたのであります。これに対して提案者並びに政府委員より、「木船船主の無知に乘じて背信行為をした悪徳業者があつたので、健全な回漕業者を育成するために営業保証金制を設けたのであり、又その金額の基準は証券取引法等の例に準じたものであつて、おおむね一航海の運賃を担保し得る。又供託された営業保証金を見返りとして事業の助成に活用する要望は業者側よりも強く主張され来たつておるので、折角研究中である」との答弁があつたのであります。

第三は、「本法案は五トン程度の小型木船にも適用され、而もかかる小型木船は極めて多数あるのであるが、法の運用に支障なきを期し得るか」との質問に對しまして、政府委員より「機帆船燃料油配給統制要員をして所要事務を担当せしめるから、中央八名、地方三十数名の増員で十分であらう」との答弁があつたのであります。

質疑を終了いたしましたので討論に入りまししたところ、一委員より、「我が国における港灣の特殊性よりして木船に依存する輸送が相当多いのであるが、木船輸送事業を保護し助長する必要がある關係上、本法案の規定によつて木船運送事業の実態把握を容易ならしめ、以て今後の適切な施策を講ずることが可能となり、なお又、不当な運賃、回漕料を防止して、木船運送事業の安定に資し得るものと考えられる。なお又標準運賃及び回漕料の設定に関しては、運輸審議会への諮問や公聴会に関する規定があるので、適切な運用を期待してよいと思われ」という趣旨の賛成意見が述べられたのであります。なお又一委員より、「本法案の規定する措置は多少微温的であるが、木船運送事業を安定せしめる當面の措置としてはおおむね妥當である」との趣旨の賛成意見が述べられたのであります。更に又一委員より、「木船運賃は将来木船運航業者が自主的に適正運賃を定め得るよう指導されたい」と

の要望を附して賛成意見が述べられたのであります。

採決に入りましたところ、本法案は原案通り可決すべきものと全会一致を以て決定いたしましたのであります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第二、耐火建築促進法案(衆議院提出)を議題といたします。

先ず委員長(報告)を求めます。建設委員長廣瀬與兵衛君。

(審査報告書は都合により附録に掲載)

耐火建築促進法案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十七年五月十六日

衆議院議長 林 譲治

参議院議長 佐藤尚武君

耐火建築促進法案

耐火建築促進法案

(目的)

第一條 この法律は、都市における

耐火建築物の建築を促進し、防火建築帯の造成を図り、火災その他の災害の防止、土地の合理的利用の増進及び木材の消費の節約に資し、もつて公共の福祉に寄與することを目的とする。

(防火建築帯造成の原則)

第二條 防火建築帯は、都市の重要地帯にあつて、地上階数三以上の耐火建築物が帯状に建築された防火帯となるように造成されなければならない。

(用語の意義)

第三條 この法律における用語の意義は、第一号から第三号までに掲げるものについては、それぞれ当該各号に定めるところにより、第四号から第十一号までに掲げるものについては、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)及び建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)に定めるところによる。

一 耐火建築物 主要構造部が耐火構造である建築物をいう。

二 建築 建築物を新築し、又は増築(建築物の休積を増加しないものを除く)することを行う。

三 防火地域 建築基準法第六十條第一項に規定する防火地域をいう。

四 主要構造部

五 耐火構造

六 建築物

七 都市計画区域

八 建築主

九 敷地

十 建築設備

十一 設計図書

(防火建築帯の指定)

第四條 建設大臣は、都市計画区域内の市町村における火災その他の災害を防止し、あわせて土地の合理的利用に資するため必要であると認めるときは、当該市町村の防火地域の全部又は一部について、防火建築帯を指定することができる。この場合においては、あらかじめ、当該市町村の長及び当該市町村を包括する都道府県知事の意見を聞かなければならない。

2 建設大臣は、前項の規定により防火建築帯を指定しようとするときは、あらかじめ、国家消防庁長の意見を聞かなければならない。

3 建設大臣は、第一項の規定により防火建築帯を指定したときは、これを官報で告示しなければならない。

り防火建築帯を指定したときは、これを官報で告示しなければならない。

(防火建築帯の区域内における耐火建築物に対する地方公共団体の補助)

第五條 地方公共団体は、前條第一項の規定により防火建築帯が指定された場合においては、当該区域内における耐火建築物の建築について、補助金を交付することができる。

(補助金の交付)

第六條 国は、防火建築帯の区域内において、地方公共団体が前條の規定により耐火建築物を建築する建築主に対して補助金を交付する場合又は当該地方公共団体が自らこれを建築する場合において、当該耐火建築物の建設大臣が指定する部分が、地上階数三以上のもの若しくは高さ十一メートル以上のもの又は基礎及び主要構造部を地上第三階以上の部分の増築を予定した構造とした二階建のものであるときは、当該耐火建築物の地上階数四以下及び地下第一階以上の部分について、当該地方公共団体に対して、その費用につき、予算

の範囲内において、補助金を交付することができる。

2 建設大臣は、前項の規定により耐火建築物の部分に指定したときは、これを官報で告示しなければならない。

(補助金額の限度)

第七條 前條第一項の規定により国が地方公共団体に対して交付する補助金の額は、耐火建築物と木造の建築物との単位面積当りの標準建築費の差額の四分の一に相当する額に、補助の対象となる耐火建築物の床面積の合計を乗じた額以内とする。但し、当該耐火建築物を建築する者が地方公共団体以外の者である場合においては、地方公共団体が建築主に対して交付する補助金の二分の一に相当する額をこえることができない。

2 非常災害に因り多数の建築物が滅失した市町村において、第四條第一項の規定により指定した防火建築帯の区域で政令で定めるものの内においては、前項の規定は、非常災害の発生した日から一年間限り、同項中、四分の一とあるのは「三分の一」と読み替えて適用する。

3 第一項の標準建築費は、地域別及び構造別に建設大臣が定める。(補助金交付の取消、停止又は返還)

第八條 地方公共団体は、第五條の規定により建築主に対して補助金を交付する場合で、且つ、当該補助に係る耐火建築物について第六條第一項の規定により国からの補助金の交付を受ける場合において、左の各号の一に該当する事由があるときは、当該建築主に対して、補助金の全部若しくは一部の交付を取り消し、その交付を停止し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

一 補助金を補助の目的以外に使用したとき。

二 補助に係る耐火建築物が建築物の敷地、構造及び建築設備に関する法律又はこれに基く命令若しくは条例(建築基準法第七十五條の規定による建築協定を含む。)の規定に違反して建築されたとき。

三 正当な理由がなく、補助に係る耐火建築物の建築工事が地方公共団体から建築主に対して補助金交付の通知があつた日から三月以内に着手されなかつたとき、又はその完了が著しく遅れたとき。

四 前各号の外、当該建築主がこの法律若しくはこの法律に基く命令の規定又はこれらに基く地方公共団体の長の処分に違反したとき。

2 建設大臣は、第六條第一項の規定により地方公共団体に對して補助金を交付する場合において、左の各号の一に該当する事由があるときは、当該地方公共団体に對して、補助金の全部若しくは一部の交付を取り消し、その交付を停止し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

一 地方公共団体の長が建築主について、前項各号の一に該当する事由があると認めて、当該建築主に對して、補助金の全部若しくは一部の交付を取り消し、その交付を停止し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じたとき、又は地方公共団体の長がこれらの措置を講じない場合においても、建

設大臣が建築主について、前項各号の一に該当する事由があることを認めるとき。

二 地方公共団体が補助金を補助の目的以外に使用したとき。

三 地方公共団体が建築主である場合において、補助に係る耐火建築物が前項第二号又は第三号に該当するとき。

四 前各号の外、地方公共団体がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらに基く建設大臣の処分違反したとき。

3 前二項の規定により建設大臣又は地方公共団体の長が補助金の交付の取消若しくは停止又は交付した補助金の返還を命じようとする場合においては、あらかじめ、当該地方公共団体の長又は建築主に対し、釈明のため意見を述べ、及び自己のため有利な証拠を提出する機会を與えなければならない。

(補助金の交付及び返還の手続)
第九條 第六條第一項の規定による補助金の交付及び前條第二項の規定による補助金の返還に關して必要な手続は、建設省令で定める。

(建設大臣の指示監督)
第十條 建設大臣は、補助金の交付の

目的を最もよく達成するため、必要があるとき、その目的を達成するのに必要な限度において、補助金の交付を受ける地方公共団体の長又は当該補助に係る耐火建築物の建築主に対して、必要な指示を行い、報告書の提出を命じ、又は職員を指定して、当該補助に係る耐火建築物又は関係の物件若しくは設計図書その他の書類を現地検査させることができる。

2 前項の規定による現地検査において、現に居住の用に供している建築物に立ち入るときは、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

3 第一項の規定により現地検査に當る職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 前項の規定による証票の様式は、建設省令で定める。

(防火建築帯の区域外における耐火建築物に対する地方公共団体の補助)
第十一條 地方公共団体は、防火建築帯として指定されていない区域

においても、当該市町村における防火上有効な耐火建築物の建築を促進するため必要があると認めるとき、当該耐火建築物の建築について、補助金を交付することができる。

(防火建築帯の区域内における土地の使用)
第十二條 防火建築帯の区域内において、その全部又は一部につき、当該地方公共団体の長が特に緊急に防火建築帯を造成する必要があると認める場合において、当該区域内における地上階数三以上の耐火建築物を建築する者がない部分(現に地上階数二以下の耐火建築物がある部分で、防火建築帯の効用を著しく害する虞がないと認められた部分を除く。)について、当該区域内の土地の所有者、当該土地の借地権者(当該土地を転貸している者を除く。以下同じ。)及び当該土地にある建築物の賃借権者の総数のそれぞれ三分の二以上の申出に基づき、当該地方公共団体が自ら地上階数三以上の耐火建築物を建築しようとするときは、当該耐火建築物の敷地として必要な土地を使用することができる。

第十二條 防火建築帯の区域内において、その全部又は一部につき、

当該地方公共団体の長が特に緊急に防火建築帯を造成する必要があると認める場合において、当該区域内における地上階数三以上の耐火建築物を建築する者がない部分(現に地上階数二以下の耐火建築物がある部分で、防火建築帯の効用を著しく害する虞がないと認められた部分を除く。)について、当該区域内の土地の所有者、当該土地の借地権者(当該土地を転貸している者を除く。以下同じ。)及び当該土地にある建築物の賃借権者の総数のそれぞれ三分の二以上の申出に基づき、当該地方公共団体が自ら地上階数三以上の耐火建築物を建築しようとするときは、当該耐火建築物の敷地として必要な土地を使用することができる。

2 前項の規定により地方公共団体が土地を使用しようとする場合においては、当該地方公共団体の長は、あらかじめ、都市計画審議会令(大正八年勅令第四百八十三号)に基く都市計画審議会の意見を聞いた後に、当該耐火建築物の建築計画につき建設大臣の承認を受けなければならない。

3 第一項の規定による土地の使用については、この法律に別段の定めがある場合を除く外、土地收用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の規定を適用する。

4 地方公共団体の長が第二項の規定による建設大臣の承認を受けようとするときは、建設省令で定める様式に従い、建築計画に係る区域(以下「起業地」という。)及び耐火建築物の建築を必要とする理由を記載した建築計画承認申請書を、左に掲げる書類を添附して、起業地を管轄する都道府県知事を經由して建設大臣に提出しなければならない。

一 事業計画書
二 起業地及び事業計画を表示する図面
三 起業地内の土地の所有者、当

該土地の借地権者及び当該土地にある建築物の賃借権者の総数及び第一項の規定により申し出た者の数

四 起業地内に土地收用法第四條に規定する土地があるときは、その土地に關する調査、図面及び当該土地の管理者の意見
五 第二項の規定による都市計画審議会の意見
六 第五項の規定による建築計画につき利害關係を有する者の意見

見

5 地方公共団体が第一項の規定により防火建築帯を造成するため、同項の規定により土地を使用し、自ら地上階数三以上の耐火建築物を建築しようとするときは、当該地方公共団体の長は、都市計画審議会の意見を聞く前に、あらかじめ、起業地及び建築計画の概要を公告し、且つ、公告の日から二週間その書類を公衆の縦覧に供しなければならない。この場合において、当該建築計画につき利害關係を有する者は、その縦覧期間内に当該地方公共団体の長に意見書を提出することができる。

6 建設大臣は、第二項の規定によ

り建築計画を承認した場合においては、その旨並びに当該地方公共団体の名称及び起業地を官報で告示するとともに、これらの事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。

7 第一項の規定により土地を使用する場合における土地收用法の適用については、第二項の建設大臣の承認をもつて同法第二十條の規定による建設大臣又は都道府県知事の事業の認定が、前項の建築計画の承認の告示をもつて同法第二十六條第一項の規定による建設大臣又は都道府県知事の事業の認定の告示があつたものとみなす。この場合においては、同法第二十九條中「三年以内」とあるのは、「六月以内」と読み替えて同條の規定を適用するものとする。

(土地の使用に代る收用の請求)

第十三條 前條第一項の規定により地方公共団体（以下「起業者」という。）が土地を使用しようとする場合においては、当該土地の所有者は、その土地の收用を当該土地の所在する都道府県の收用委員会に請求することができる。

2 前項の規定による請求は、土地

收用法第四十五條第一項若しくは第六十三條第二項の規定による意見書又は第六十五條第一項第一号の規定に基いて提出する意見書によつてしなければならない。

(使用の効果及び裁決)

第十四條 收用委員会が土地の使用の裁決をした場合においては、起業者は、使用の時期において、当該土地について耐火建築物の所有を目的とする借地法（大正十年法律第四十九号）に規定する賃借権を取得する。

2 土地の使用に関する裁決においては、收用委員会は、土地收用法第四十八條第一項各号に掲げる事項の外借地法の規定に反しない限度において借賃の支拂方法、増減その他必要な事項についても裁決しなければならない。

(耐火建築物の一部の所有権をもつてする損失の補償)

第十五條 第十二條第一項の規定により土地を使用し、又は第十三條第一項の規定による請求に基づき土地を收用する場合において、当該土地の所有者は、その土地の所有権に関する補償金の全部又は一部に代えて、当該耐火建築物の一部の所有

権をもつて損失を補償することを收用委員会に要求することができる。この場合において、收用委員会は、その要求が相当であると認めるときは、耐火建築物の当該要求に係る部分の建築工事を完了すべき時期を定めて、使用され、又は收用される土地の位置、面積、形状、賃貸借条件等を総合的に勘案して、これらに照応すると認める耐火建築物の一部の所有権をもつてする損失の補償の裁決をしなければならない。

(耐火建築物の一部の賃借権をもつてする損失の補償)

第十六條 第十二條第一項の規定により土地を使用し、又は第十三條第一項の規定による請求に基づき土地を收用する場合において、前條の規定により補償の要求をしない当該土地の所有者又は当該土地の借地権者は、その土地の所有権又はその土地を使用する権利に関する補償金の全部又は一部に代えて、当該耐火建築物の一部の賃借権をもつて損失を補償することを、收用委員会に要求することができる。この場合において、收用委員会は、その要求が相当であると

認めるときは、耐火建築物の当該要求に係る部分の建築工事を完了すべき時期を定めて、使用され、又は收用される土地の位置、面積、形状、賃貸借条件等及びその土地にある建築物の位置、用途、規模、構造、賃貸借条件等を総合的に勘案して、これらに照応すると認める耐火建築物の一部の賃借権をもつてする損失の補償の裁決をしなければならない。

2 收用委員会は、前項の規定により借地権者に対して、耐火建築物の一部の賃借権をもつてする損失の補償の裁決をしようとする場合

で、同時に前條の規定により土地の所有者に対して耐火建築物の一部の所有権をもつてする損失の補償の裁決をしようとする場合においては、特別の事情がある場合を除く外、所有者の要求に係る部分が借地権者の要求に係る部分より大であるときは所有者の要求に係る部分内について、所有者の要求に係る部分が借地権者の要求に係る部分より小であるときは所有者の要求に係る部分の全部を含む部分について、損失の補償の裁決をしなければならない。

3 收用委員会は、第一項の規定により土地の所有者及び借地権者に対して、耐火建築物の一部の賃借権をもつてする損失の補償の裁決をしようとする場合においては、特別の事情がある場合を除く外、土地の所有者の要求に係る部分が借地権者の要求に係る部分より大であるときは所有者の要求に係る部分内について借地権者に、その他の部分について所有者に、小であるときは借地権者に対してのみ耐火建築物の一部の賃借権をもつてする損失の補償の裁決をしなければならない。

(耐火建築物の一部の賃借権又は転借権をもつてする損失の補償)

第十七條 第十二條第一項の規定により土地を使用し、又は第十三條第一項の規定による請求に基づき土地を收用する場合において、当該土地にある建築物の賃借権者は、賃借権に関する補償金の全部又は一部に代えて、耐火建築物の一部の賃借権又は転借権をもつて損失を補償することを收用委員会に要求することができる。前條第一項後段の規定は、この場合について準用する。

2 収用委員会は、前項の規定により当該土地にある建築物の賃借権者に対して耐火建築物の一部の賃借権又は転借権をもつてする損失の補償の裁決をしようとする場合において、同時に第十五條の規定により土地の所有者に対して耐火建築物の一部の所有権をもつてする損失の補償の裁決及び前條の規定により土地の所有者又は借地権者に対して耐火建築物の一部の賃借権をもつてする損失の補償の裁決をあわせてしようとする場合であり、且つ、左の各号の一に該当するときは、特別の事情がある場合を除く外、それぞれ当該各号に定めるところによらなければならない。

一 建築物の賃借権者の要求に係る部分が土地の所有者の第十五條の規定による要求に係る部分より大である場合においては所有者の要求に係る部分の全部を含む部分について、小である場合においては所有者の要求に係る部分について、それぞれ賃借権(前條の規定による借地権者の要求があつて、且つ、その要求に係る部分と重複する部分について転借権)

二 建築物の賃借権者の要求に係る部分が土地の所有者の前條の規定による要求に係る部分より大である場合においては所有者の要求に係る部分の全部を含む部分について転借権、その他の部分については賃借権、小である場合においてはその要求に係る部分内について転借権

三 建築物の賃借権者の要求に係る部分が借地権者の前條の規定による要求に係る部分より大である場合においては借地権者の要求に係る部分の全部について転借権、その他の部分については賃借権、小である場合においてはその要求に係る部分内について転借権

(損失の補償にあわせて行う耐火建築物の一部等の提供の要求)

第十八條 前三條の規定により耐火建築物の一部の所有権又は賃借権若しくは転借権(以下耐火建築物の一部等という)をもつて損失を補償することを要求する場合においては、当該要求をする者が当該補償金に相当する耐火建築物の一部等のみでは経済上利用の価値がないものと認めるときは、損失

の補償に係る耐火建築物の一部等との差額に相当する金額を支拂うことを条件として、利用上必要な限度において、当該損失の補償に係る耐火建築物の一部等に追加して他の耐火建築物の一部等を提供することを損失の補償とあわせて要求することができる。この場合において、収用委員会は、その要求が相当であると認めるときは、当該差額に相当する金額を支拂うべき時期を定めて、耐火建築物の一部等に追加して当該他の耐火建築物の一部等を提供することを損失の補償とあわせて裁決しなければならない。

(担保の提供)

第十九條 前四條の規定により耐火建築物の一部等をもつてする損失の補償の裁決をする場合においては、収用委員会は、当該補償金に相当する金額を起業者が担保として提供すべき旨の裁決をあわせてしなければならない。

(敷金の拂渡)

第二十條 起業者は、第十二條第一項の規定により土地を使用する場合においては、使用の時期までに、三年分の借賃に相当する金額

を、敷金として、土地所有者に拂い渡さなければならない。

2 起業者が前項の規定による拂渡をしないときは、収用委員会の使用の裁決は、その効力を失う。

(担保の供託)

第二十一條 第十九條の規定による担保は、金銭又は収用委員会が相当と認める有価証券を供託することによつて提供するものとする。

2 前項の規定による供託は、使用又は収用の時期までにしなければならない。

3 起業者が使用又は収用の時期までに第一項の規定による供託をしないときは、収用委員会の使用又は収用の裁決は、その効力を失う。

(権利の取得)

第二十二條 第十五條から第十八條までの規定により耐火建築物の一部等をもつてする損失の補償の裁決又は耐火建築物の一部等の提供を受けるべき旨の裁決を受けた者は、耐火建築物の当該裁決に係る部分の建築工事が完了し、建築基準法第七條第三項又は第十八條第七項の規定による検査済証の交付があつたときは、当該耐火建築物

の一部の所有権又は借家法(大正十年法律第五十号)に規定する賃借権若しくは転借権を取得する。

2 起業者は、前項の規定による検査済証の交付があつたときは、遅滞なく、前項に規定する者に第十五條から第十八條までの規定による裁決に係る耐火建築物の一部等を引き渡さなければならない。

(担保の取得及び取りもどし等)

第二十三條 正当な理由がなく、起業者が第十五條から第十八條までの規定による裁決に係る耐火建築物の部分の建築工事をその完了すべき時期までに完了しないとき、又は前條第二項の規定による引渡をしないときは、損失の補償の裁決を受けた者は、収用委員会の確認を得て、当該建築工事又は引渡が遅延したことに因り受けた損害に相当する額を、第二十一條第一項の規定により起業者が提供した担保の全部又は一部について、取得することができる。

2 起業者は、前條第二項の規定による引渡をしたときは、収用委員会の確認を得て第二十一條第一項の規定により提供した担保を取りもどすことができる。

3 第十八條の規定により差額を支拂うことを條件として耐火建築物の一部等の提供を受けるべき旨の裁決を受けた者が、正当な理由がなく、その裁決に係る差額をその支拂うべき時期までに支拂わなるときは、起業者は、收用委員会の確認を得て、第二十一條第一項の規定により提供した担保を取りもどすことができる。

4 第十八條の規定により耐火建築物の一部等の提供を受けるべき旨の裁決を受けた者が裁決に係る差額の全部を支拂うことができない場合においては、その差額を支拂うべき時期までにその一部を支拂うことを條件として、その損失の補償に係る耐火建築物の一部等に追加して耐火建築物の一部等を提供すべきことを收用委員会に要求することができる。この場合においては、前項の規定にかかわらず、起業者は、第二十一條第一項の規定により提供した担保を取りもどすことができる。

5 第三項の規定により起業者が取りもどした担保を当該裁決を受けた者に引き渡し、当該裁決を受けた者がこれを受け取つたときは、

起業者は、收用委員会の確認を得て、当該裁決を受けた者に対する損失の補償の義務を免かれるものとする。

6 收用委員会は、第四項の規定による要求に対して耐火建築物の一部等を提供することを裁決しようとする場合においては、その要求が相当であり、且つ、起業者に甚しく損害を與えないものと認められた場合に限り、耐火建築物の一部等を提供することを損失の補償とあわせて裁決することができる。

7 第一項から第三項まで及び第五項の規定による担保の取得、取りもどし及び收用委員会の確認に關して必要な手続は、建設省令で定める。

(買受権)

第二十四條 起業者が、正当な理由がなく、使用又は收用の時期から一年を経過しても耐火建築物の建築工事に着手しないときは、土地を使用され、若しくは收用された者又はこれらの者の包括承継人は、收用委員会の確認を得て、起業者がその土地の所有権に対して支拂つた補償金に相当する金額を起業者に提供し、又は前條第一項の規定による起業者が提供した担保を取得する権利を放棄して、その使用された土地の返還を求め、又は收用された土地を買い受けることができる。

2 前項の規定による收用委員会の確認に關する手続は、建設省令で定める。

(譲渡等の場合の措置)

第二十五條 第十二條第一項の規定により土地を使用し、又は第十三條第一項の規定による請求に基づき土地を收用して耐火建築物の建築工事を完了した後に、起業者が当該耐火建築物又はその部分を他に譲渡し、又は賃貸しようとする場合においては、起業者は、それぞれ左の各号に定めるところにより、これをしなければならぬ。この場合においては、起業者は、あらかじめ、その旨を当該各号に掲げる者に通知するとともに、公告しなければならない。

一 第二十二條の規定により当該耐火建築物の一部の賃借権を取得した者が、その取得した権利に係る部分について譲渡の要求をしたときは、他に優先してその者に譲渡すること。

二 現に土地を使用されている者がその土地の買取及びその対価として耐火建築物の一部の譲渡又は賃貸を要求したときは、その者に譲渡し、又は賃貸すること。

三 前二号に掲げる譲渡又は賃貸の要求がなかつた場合においては、左のイからニまでの一に該当する者が譲渡又は賃貸の要求をしたときは、これらの者が所有し、若しくは所有していた土地の面積又は所有し、若しくは賃借していた建築物若しくはその一部の床面積の合計を基準として、当該耐火建築物の建築工事が完了した日から五年以内に限り、他に優先してこれらの者に譲渡し、又は賃貸すること。

イ 地方公共団体に当該耐火建築物の敷地となつた土地を譲渡し、又は賃貸した者、当該土地の上にあつた建築物の所有者及び当該建築物の賃借権者並びにこれらの者の包括承継人

ロ 收用された土地の所有者であつた者及びその包括承継人

ハ 使用され、又は收用された

土地にあつた建築物の所有者及びその包括承継人

ニ ハに掲げる建築物の賃借権者

2 前項第三号イからニまでに掲げる者の優先順位は、その掲げる順序による。但し、前項第三号イにあつては、包括承継人は、それぞれその者によつて承継された者の順位により、二人以上の同順位者がある場合においては、その順位は、くじで定めるものとする。

3 第一項の場合において、譲渡価額又は賃貸料は、当該耐火建築物を建築した時における総建築費を基準として算出したものの以下のものでなければならない。

(補助金の總收入金額への不算入)

第二十六條 事業を営まない個人が第五條又は第十一條の規定により交付を受けた補助金を耐火建築物の建築費に充てた場合においては、当該建築費に充てた補助金の金額は、当該個人の当該補助金の交付を受けた年分の所得の計算上、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第九條第一項に規定する總收入金額に算入しない。

2 個人が前項の規定の適用を受け

て取得した耐火建築物は、所得税法の適用については、その充てた補助金に相当する部分については、その取得価額がないものとみなす。

3 第一項の規定は、所得税法第二十一條第一項、第二十二條第一項、第二十六條第一項若しくは第二十六條の二第二項に規定する申告書又は同法第二十九條第一項若しくは第二項に規定する申告書に、第一項の規定の適用を受けようとする旨並びに交付を受けた補助金の額、その建築費に充てた補助金の額、その取得した資産の取得価額及びその取得した資産に関する事項の記載がない場合においては、税務署長において特別の事情があると認める場合を除く外、適用しない。

(固定資産税の軽減)
第二十七條 第五條又は第十一條の規定による補助に係る耐火建築物に對して課する固定資産税については、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六條第二項の規定の適用があるものとする。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第二十二号の次に次の一号を加える。

二十二の二 耐火建築促進法(昭和二十七年法律第 号)の施行に關する事務を管理すること。

3 建築基準法の一部を次のように改正する。

第五十五條第一項但書を次のように改める。

但し、左の各号の一に該当する建築物については、この限りでない。

一 商業地域内で、且つ、防火地域内にある建築物で、主要構造部が耐火構造のもの
二 巡査派出所、公衆便所、公共用歩廊その他これらに類するもの

同條第二項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「これらの項」に改め、同項を同條第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 住居地域内、準工業地域内又は工業地域内で、且つ、防火地域内又は準防火地域内においては、建築物の建築面積は、前項の規定にかかわらず、敷地面積の十分の六以内とすることが出来る。
第六十一條の次に次の一條を加える。

(防火地域内における既存建築物に對する制限の緩和)

第六十一條の二 既存建築物で、前條の規定に適合しないものを、政令で定める範囲内において、増築し、又は改築する場合においては、第三條の規定にかかわらず、前條の規定は、適用しない。

第六十二條第一項及び第二項中「前條を第六十一條」に改める。
第六十九條第一項第五号中「第六十一條から第六十四條まで」を「第六十二條、第六十三條から第六十四條まで」に改める。

同條第二項中「第四号、第五号又は第七号」を「第五号、第六号又は第八号」に改める。

(廣瀬與兵衛君登壇、拍手)

○廣瀬與兵衛君 只今議題となりました耐火建築促進法案につきまして、建設委員会の審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ず本法案の提案の理由及び要旨について申し上げます。御承知のごとく我が国は極めて火災の多い国でありまして、年々の損害額は二百数十億圓に上り、鳥取市の大火のごときは二百億圓に近い被害であります。我が国の火災件数を見ますと、人口一人につき年間一・七件でありまして、アメリカの六十三件に比ばまして非常に少ないのでありますが、半面、一件当りの損害におきましてはニューヨークの二十五萬圓に對して百十四萬圓の多額に達しておるのであります。これは我が国の建物が殆んど木造であるのに起因いたしております。我が国の建物の主要資材であります木材の建築に消費されます量は約三千六百萬石であつて、一般用材としての成長量の七三%を占めておりまして、木材需給の上からはすでに不足を生ずる状態に至つていゝのであります。従ひまして、防火の点からも、又木材資源の節約の点からも、耐火建築の促進が強く要望されている次第であります。

本法案はこの対策に一步を踏み出したものでありまして、その主要な点を申し上げますと、第一は、建築基準法にいわゆる都市の防火地域内に、建設大臣が關係市町村長の意見を聞いて、更に耐火建築帯を指定し、この地域の中に耐火建築物を建てる者に対して国及び地方公共団体が補助金を交付することにしたしております。

第二は、耐火建築帯内の土地が細分されているなどの事情から耐火建築が建てがたい場合に、その土地の大多数の人々が希望する場合には、地方公共団体の長が代つて建てることのできるものとし、この際、土地收用法の適用があることとしております。この場合の土地所有者、借地権者及び当該土地にある建築物の賃借権者等に対しましては、その権利を保護する細かな措置

がとられていて、特に賃借権者に対して考慮が拂われております。

第三は、耐火建築帯に建築される耐火建築物に對しては、固定資産税を軽減し得ることとしたしております。なお附則におきまして、建築基準法の一部を改正し、防火地域内の増設等に對する制限並びに防火地域及び準防火地域内の建坪率、即ち建坪と敷地面積の割合を若干緩和しまして、過小宅地に對する是正を図ることとしたしております。

本法案は五月六日、本委員会に付託され、慎重に審議して参つたのであります。が、次に質疑の主なるものについて申し上げます。

第一に、耐火建築帯は都市の重要地帯に指定されることになつてゐるが、重要地帯とは如何なる地帯を指すかといふ点であります。これに對しましては、必ずしも政治経済上の中心地に限る意味ではなく、密集した住宅地等で火災危険の多い地帯をも含むといふ答弁でありました。

第二に、補助の對象を三階以上の建物に限定したこと、地下一階を補助金交付の對象に入れたこと、理由並びに本年度の補助の範囲についてであります。これについては、政府から防火についての実験研究の結果によれるものであること、又地階については土地の利用度を高める見地からとられたものであつて、本年度は予算の点から

地上三階までの部分について補助する方針である」との答弁がありました。

第三に、「本法の施行によつて従来の都市計画道路の幅員を狭めるつもりはないか」との質問に對しましては、「今にわかに変更する考えはなく、個々の場合において耐火建築の造成の進捗を勘案して検討して行きたい」とのこととありました。

第四は、「防火建築帯の区域内の土地を地方公共団体が使用する場合に、その区域の土地所有者、借地権者及び建物の賃借権者の総数の三分の二以上の申出によつて使用ができることになつてゐるが、少数の個人の権利が多数によつて不当に侵害されることはないか」という点であります。これに對しましては、「広い宅地を防火の對象とする必要はなく、又密集した地帯で、防火上どうしても必要がある場合は、都市計画審議会の意見を聞き、更に利害関係者の意見を参酌して建設大臣が承認するという、極めて慎重な手続をとることにしてあるので、不当に陥ることはないと考える」との答弁がありました。なお詳細は速記録によつて御承知を願います。

かくて質疑を打ち切り、討論に入りましたところ、田中委員から、本案は個人の利害に密接な関係を持つものであるから、更に十分関係部局と協議し、個人の権利擁護に万全を期すること、本年度の予算は僅かに二億であるから、この実施については有効適切に使用することを要望して賛成意見があり、小川、門田両委員からも同趣旨の賛成意見が述べられました。次いで採決に入り、全案一致で、全会一致で可決すべきものと決定した次第であります。

以上御報告申し上げます。

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第三、地方財政法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

先ず委員長長の報告を求めます。地方行政委員長西郷吉之助君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

地方財政法の一部を改正する法律案 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年四月三日
衆議院議長 林 謙治
参議院議長 佐藤尚武殿

地方財政法の一部を改正する法律案

地方財政法の一部を改正する法律

地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第四條第三項を削り、同條の次の一條を加える。

(制約的寄附金等の禁止)

第四條の二 国(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八條の規定に基き設置される機関で地方に置かれるもの及び同法第九條に規定する地方支部局並びに裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第二條に規定する下級裁判所を含む。)は地方公共団体又はその住民に對し、地方公共団体は他の地方公共団体又は住民に對し、直接であると間接であるとを問はず、寄附金(これに相當する物品等を含む。)を割り当てて強制的に徴収(これに相當する行為を含む。)するやうなことをしてはならない。

第九條から第十一條までを次のように改める。

(地方公共団体がその全額を負担する経費)

第九條 地方公共団体又は地方公共団体の機關の事務(地方自治法第百五十三條第二項の規定により都道府県知事が市町村長に委任した事務及び同條第三項の規定により都道府県知事が市町村の職員をして補助執行させた事務を除く。)を行つたために要する経費については、当該地方公共団体が全額これを負担する。但し、次條から第十條の四までに規定する事務を行うために要する経費については、この限りでない。

(国がその全部又は一部を負担する法令に基いて実施しなければならない事務に要する経費)

第十條 地方公共団体又は地方公共団体の機關が法令に基いて実施しなければならない事務であつて、国と地方公共団体相互の利害に係る事務のうち、その円滑な運営を期するために、なお、国が進んで経費を負担する必要がある左の各号の一に掲げるものについては、国が、その経費の全部又は一部を負担する。

一 生活保護に要する経費

二 保健所に要する経費

三 結核、法定伝染病、性病、寄生虫及びびらいの予防に要する経費

四 予防接種に要する経費

五 精神衛生に要する経費

六 身体障害者の更生援護に要する経費

七 妊産婦及び乳幼児の保健指導、母子手帳、児童相談所、児童一時保護所並びに身体障害児の保護に要する経費

八 職業補導所に要する経費

九 農業協同組合、森林組合及び水産協同組合の指導監督に要する経費

十 主要農作物の優良な種子の増産に要する経費

十一 農業委員会に要する経費

十二 植物防疫に要する経費

十三 農業共済団体の指導監督に要する経費

十四 協同農業普及事業に要する経費

十五 家畜保健衛生所に要する経費

十六 家畜伝染病予防に要する経費

十七 簡検定所に要する経費

十八 民有林の森林計画、保安林の整備その他森林の保護増進に要する経費

十九 林業改良普及事業に要する経費

二十 森林病害虫等の防除に要する経費

二十一 未引揚邦人の調査に要する経費

二十二 特定地域綜合開発計画に要する経費

二十三 産業教育の振興に要する経費

(国がその全部又は一部を負担する建設事業に要する経費)

第十條の二 地方公共団体又は地方公共団体の機関が国民経済に適合するように総合的に樹立された計画に従つて実施しなければならぬ土木その他の建設事業に要する左の各号の一に掲げる経費については、国が、その経費の全部又は一部を負担する。

一 道路、河川、砂防、海岸、港湾等に保る重要な土木施設の新設及び改良に要する経費

二 林地、林道、漁港等に係る重要な農林水産業施設の新設及び改良に要する経費

三 重要な都市計画事業に要する経費

四 公営住宅の建設に要する経費

五 児童福祉施設その他社会福祉施設の建設に要する経費

六 下水道の布設に要する経費

七 土地改良及び開拓に要する経費

八 失業対策事業に要する経費
(国がその一部を負担する災害に係る事務に要する経費)

第十條の三 地方公共団体又は地方公共団体の機関が実施しなければならない法律又は政令で定める災害に係る事務で、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)又

は地方財政平衡交付金法(昭和二十五年法律第二百一十一号)によつてはその財政需要に適合した財源を得ることが困難なものをを行うために要する左の各号の一に掲げる経費については、国が、その経費の一部を負担する。

一 災害救助事業に要する経費

二 道路、河川、砂防、海岸、港湾等に保る土木施設の災害復旧事業に要する経費

三 林地荒廃防止施設、林道、漁港等に係る農林水産業施設の災害復旧事業に要する経費

四 都市計画事業による施設の災害復旧に要する経費

五 公営住宅の災害復旧に要する経費

六 学校の災害復旧に要する経費

七 社会福祉施設及び保健衛生施設の災害復旧に要する経費

八 下水道の災害復旧に要する経費

九 土地改良及び開拓による施設又は耕地の災害復旧に要する経費
(地方公共団体が負担する義務を負わない経費)

第十條の四 もつぱら国の利害に係のある事務を行うために要する左の各号の一に掲げるような経費については、地方公共団体は、そ

の経費を負担する義務を負わぬ。

一 国会議会の選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び国民投票に要する経費

二 国がもつぱらその用に供することを目的として行つ統計及び調査に要する経費

三 外国人登録に要する経費

四 検疫に要する経費

五 医薬品の検定に要する経費

六 健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険、失業保険及び船員保険に要する経費

七 自作農の創設維持その他土地の農業上の利用関係の調整に及する経費

八 漁業関係の調整に要する経費
(国と地方公共団体とが経費を負担すべき割合等の規定)

第十一條 第十條から第十條の三までに規定する経費の種目、算定基準及び国と地方公共団体とが負担すべき割合は、法律又は政令で定めなければならない。

(地方公共団体が負担すべき経費の財政需要額への算入)

第十一條の二 第十條から第十條の三までに規定する経費のうち、地方公共団体が負担すべき部分は、地方財政平衡交付金法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の定めるところにより地方公共団体に交付すべき地方財政平衡交付金の額の算

定に用いる財政需要額に算入するものとする。但し、第十條の二第四号及び第十條の三第五号に掲げる経費については、この限りでない。

第十二條 第二項第三号を同項第五号とし、同項第四号を同項第六号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 警察予備隊に要する経費

四 海上保安庁に要する経費

第十四條及び第十五條を次のように改める。

第十四條及び第十五條 削除

第十七條の見出しを、「(国の負担金の支出)」に改め、同條第一項中「第十條第二項又は第十一條第一項」を「第十條から第十條の四までに」第十條第三項又は第十一條第一項の規定により国が負担する金額及び第十條第一項の規定により国が負担する金額を、第十條から第十條の四までの規定により国が負担する金額に改め、同條第二項を削る。

第十七條の二 第二項を同條第二項とし、同條第二項を同條第三項とし、同條に第一項として次の一項を加える。

国が第十條の二及び第十條の三に規定する事務を自ら行う場合において、地方公共団体が法律又は政令の定めるところによりその経費の一部を負担するときは、当該

地方公共団体は、その負担する金額(以下「地方公共団体の負担金」という。)を国に対して支出するものとする。

第二十六條の見出しを、「(地方財政平衡交付金の減額)」に改め、同條第一項中「配付税」を「地方財政平衡交付金の額」に改める。

第三十四條を次のように改める。

第三十四條 地方公共団体又は地方公共団体の機関が行う事務に要する左の各号の一に掲げる経費については、第九條の規定にかかわらず、当分の間、国が、その経費の全部又は一部を負担する。

一 義務教育年限の延長に伴う施設の建設費

二 学校の職災復旧に要する経費

三 引揚者の援護に要する経費

前項に規定する経費の種目、算定基準及び国と地方公共団体とが負担すべき割合は、法律又は政令で定めなければならない。

第三十五條中「第十條及び第十一條の規定を、第十條から第十條の四までの規定」に改める。

第三十七條を次のように改める。

第三十七條 削除

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行の際、改正後の地方財政法第十條から第十條の三ま

で及び第三十四條第一項に規定する経費の種類、算定基準及び国と地方公共団体とが負担すべき割合並びに改正後の地方財政法第十七條の二第一項の規定に該当する場合において地方公共団体が負担すべき割合で法律又は政令で定められていないものについては、昭和二十八年三月三十一日までの間は、なお、従前の例による。

3 改正後の地方財政法第十條の四第七号及び第八号に掲げる経費のうち政令で定めるものについては、当分の間、同條の規定にかかわらず、地方公共団体の負担とする。改正後の地方財政法第十一條の二の規定は、この場合について準用する。

4 地方財政平衡交付金法の一部を次のように改正する。
第七條第三号イを次のように改める。

イ 国庫負担金(地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第三十條から第三十條の三まで又は第三十四條の規定に基いて国が負担するものをいう。以下同じ。)、国庫負担金に伴う地方負担額及び国庫負担金に基づく経費の総額

附則第十四項を削る。
〔西郷吉之助君登壇 拍手〕
○西郷吉之助君 只今議題となりまし

た地方財政法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

今回内閣がこの法案を提出した理由は、地方行政の責任の明確を明確にすると共に、その自主的な運営を確保するため、地方公共団体又はその機関が行う事務に要する経費について、国と地方公共団体の負担区分に関する基準を改める等の必要によるのでありまして、その内容はおおむね次の通りであります。

改正の第一点は、国費、地方費の負担区分に関するものでありまして、政府の説明によれば、従来住民多数に係する事務に要する経費を国と地方公共団体のいずれが負担するかという点とは、その事務が国と地方公共団体のいずれの利害に係するかという点から定められていたものであります。即ち主として地方公共団体の利害に係するものに要する経費は地方公共団体に、国に要する経費は国において、国の利害に係するものに要する経費は国において、それ以外、その全額を負担し、国と地方公共団体相互の利害に係するものに要する経費は、法律又は政令の定めるところによつて、国と地方公共団体が共同して負担することにしてゐるのであります。併しな

がら、地方公共団体が行う事務に要する経費について国が負担金を支出する場合においては、その支出計画が必ずしも地方の実態に即さなかつたり、徒らに事務の処理、職員任免等を繁雑ならしめて、経費の浪費を伴う弊害がある半面、地方財政平衡交付金法の制定によりまして、地方公共団体に委ねた行政に要する経費は、その全額を地方税と平衡交付金で保障することになりましたので、少くとも財政的には、殊更国が特定の経費に対する経付きの負担金、補助金の類を支出する必要はなくなつたわけでありまして、従つて、平衡交付金制度の成立した昭和二十五年年度において、すでに国費、地方費の負担区分に関する規定は根本的に改正する必要があるものであります。が、個々の事務につきましては、なお検討すべき問題があつたので、昭和二十五年年度及び二十六年度の二カ年間はその適用を停止することとしておつたのであります。今回、国の予算におきまして、過去二カ年間に設けられておりました平衡交付金と国庫補助金、負担金の類との間に適宜移行を行い得る旨の規定が廃止されたのと換を一にいたしまして、おおむね現行制度に基いて、国費、地方費の負担区分に関する規定を整備しようとするのであるというのであります。

以上の趣旨に則りまして、地方公共団体又はその機関に委ねられた事務に要する経費は、その事務の及ぼす利害の如何にかかわらず、原則として全額地方公共団体の負担としますが、次の四項についてはその例外を認めることとするのであります。

即ち、例外の第一点は、法令に基いて実施することを要する国と地方公共団体相互の利害に係る事務のうち、未だ実施後、日が浅いために十分に至らない等のため、その円滑な運営を図るためには、国がなお進んで経費を負担する必要があるものについて、法律又は政令の定めるところによりまして、国がその経費の全部又は一部を負担することとし、これに該当するものとして、結核予防、生活保護、保健所、農業改良等に要する経費等二十三件を制限列挙しております。

例外の第二点は、国民経済に適合するように総合的に樹立された計画に従つて実施しなければならない法律又は政令で定める事務に要する経費については、国がその経費の全部又は一部を負担するものとし、これに該当するものとして、現在のいわゆる公共事業、失業対策事業第八件を制限列挙しております。

例外の第三点は、法律又は政令で定める災害にかゝる事務で、地方税法又は平衡交付金法の適用によつてはその財政需要に適合した財源を得ることが困難なものをを行うために要する経費については、国がその一部を負担するものとし、これに該当するものとして、

災害救助、土木、農林災害復旧等九件を制限列挙しております。

なお、以上の三項に該当する経費の種類、算定基準、国と地方公共団体とが負担すべき割合は法律又は政令で定めると共に、地方公共団体の負担すべき分は、地方財政平衡交付金法の定めるところによりまして、地方公共団体に交付すべき平衡交付金の額の算定に用いる財政需要額に算入することとしております。

例外の第四点は、専ら国の利害に係る事務を行うために要する経費につきましては、地方公共団体はその経費を負担する義務を負わないこととし、これに該当するものとして、国会議員の選挙、外国人登録等八件を概括列挙しております。

改正の第二点は、割当的寄附金の禁止に関するものでありまして、現に地方公共団体が住民に対し寄附金を割当徴収することを禁じておりましたが、更に国の出先機関が地方公共団体若しくは住民に対し、又は国若しくは地方公共団体の外郭団体を通じて、地方公共団体若しくは住民に対し寄附金等を強制的に割当て、強要することをも禁ずる規定を加えることとあります。

最後に、右改正に伴ひまして所要の規定の整備を図ると共に、地方財政平衡交付金法に所要の改正を加えることとしております。

委員会におきましては、先ず阿野国

務大臣より提案理由の説明を開き、更に政府委員より法案の内容について説明を聞いた後、質疑に入りましたが、その多くは寄附金の割当徴収を禁ずる規定に関するものでありまして、石村、岡本、中田、原の各委員から、各地に行われる割当寄附の実例等を例示してその弊害を説くと共に、この規定の趣旨、運用等について政府の方針を尋ねたのに対し、「この規定は寄附金を割当てて強制的に徴収することを禁ずるのであるが、これに違反するものを処罰する規定はない。併し財政運営の基本方針を示すところに価値があるので、これによって相当改善されると思ふ」との答弁がありました。次に岡本、若木、高橋、岩木の各委員から、生活保護、託児所、義務教育費、供米、警察その他の具体的項目を挙げて、これに要する経費の負担割合を尋ねましたが、これら質疑応答の詳細は速記録によつて御覽を願います。

以上を以ちまして質疑は終了いたしましたので、討論に入りましたところ、先ず若木委員は社会党第四控室を代表して原案反対の意見を述べ、その理由の第一点として、割当寄附禁止の規定は拘束力がないので制定の意義がない。第二点として、国が全部又は一部を負担する規定のうちから義務教育費を削除したのは賛成しがたい。第三点として、この法案と対立する義務教育費国庫負担法案が成立すればこの法案は不用となるとの以上の三点を挙げられておられます。これに對しまして、岩木委員は、政府が警察官の賞与に関する特典を自治体警察にも及ぼすことを信じて本案に賛成すると述べ、原委員は、この案は不備であるが、将来改善することを期待すると述べ、原案に賛成されました。

これにて討論は終局したので、採決に入りまして、原案を可とする者が過半数でありました。よつて内閣提出の地方財政法の一部を改正する法律案は多数を以て可決すべきものと議決した次第でございます。

右御報告いたします。(拍手)

○議長(佐藤園武君) 本案に對し討論の通告がございます。発言を許します。若木勝蔵君。

〔若木勝蔵君登壇、拍手〕

○若木勝蔵君 私は日本社会党第四控室を代表して、只今議題となりました地方財政法の一部を改正する法律案に反対の意見を表明するものであります。本法案は地方財政の確立上極めて重要な部面について改正しようとするものであります。私は次の三点について反対の意見を持つものであります。

第一点、割当的寄附金の禁止について第四條の規定は実質的に拘束力を持っていないということであり、従来地方団体の受ける寄附金は寄附者の自由意思による贈與的なものであつたのでありますが、近來は、地方財政の逼迫するに従つて、それが税金の性質を持つたり、又地方経費を以て支弁すべきものが後援会のごとき特殊団体によつて支出されたり、或いは中央政府機関が、大学とか税務署、検察庁、警察予備隊等を地方に設置する場合に、地方団体に割付け、地方団体はこれを又住民から寄附を求めるといふような、国民の負担上面白からざる傾向を持つようになつてゐるのであります。殊に警察費、検察庁費等、権力を伴うものにあつては、地方の誘致運動等に関連して権力濫用に陥るがごとき種々の弊害を醸成していることは、幾多の事例によつて明らかでございまして、今回本法案において割当的寄附金禁止の規定を改正しているけれども、單に国の地方団体に對する規定を加へたに過ぎず、依然として寄附金による国民の過重の負担を除去し或いは地方財政の健全化を図るに足るものでないものであります。警察、検察庁等の権力を伴うものには、その弊害に鑑み、形式、名目の如何を問はず、寄附金を徴収してならない規定を明らかにしなければならぬのであります。本法案の第四條は、全般を通じてその使命を果すところの能力を欠いてゐるものと云わざるを得ないのであります。

反対の第二点は、国が全部又は一部を負担する事務のうち、義務教育費関係を除いたことでありまして、私の最も重大視するところであり、元來義務教育費は憲法上重要な国民の権利であり義務でありまして、憲法にもその無償が規定されているのであります。かかる規定は義務教育以外の行政にその類例を見ないのであります。義務教育が国政上如何に重要な位置にあるかということを示しているところのものであります。従つて国が財政上の責任を持ち、その規模と内容もすべての国民に保障されなければならぬことはおのずから明らかなこととあります。然るに義務教育の現状はどうなつてゐるか申しますと、昭和二十五年から、シャープ勧告に基いて、義務教育費の半額国庫負担が平衡交付金制度に切替へられたのであります。この制度に切替へられて以來、義務教育費は都道府県の一般財源の中で三五%から、二十六年においては四〇%に、更に二十七年においては四五%に膨脹して、地方財政に大きな比重を占めてゐる半面、国庫の保障率は、半額国庫負担時は配付税と合せ六六%程度であつたものが、最近では五〇%を割ろうとしてゐる状態でありまして、その結果、教職員、教員の面においても、又給與の面におきまして、義務教育費半額国庫負担の最後の年度、即ちドッジ・プランによるところの超均衡予算によつて義務教育費が大削減をくらつた當時に比べまして

も、なお低下し、地方間の不均衡が著しくなつて來たのであります。従いまして、教育の機会均等も次第に崩壊の傾向を示すに至つてゐるのであります。これに加へますに、学校の維持費、教材費も、又PTAの寄附に仰ぐ額が百億を超え、本法案に關つてゐるところの寄附金の禁止規定も一片の死文に等しいものにしてゐるのであります。かくのごときは、義務教育費を地方財政に任せたる結果、教員の俸給が不拂いになつた昔に逆転するものであつて、これは全く、義務教育費のごとき重要なものを、土木、産業、衛生費のような標準的経費の算定が客観的にできがたいものと雜居させ、而も國家予算の枠に縛られて地方団体の基準財政需要額も満たし得ない平衡交付金制度に組入れた政府の無定見な行政措置に基くもので、我々の断じて容認できないところでありまして、これは地方財政委員会が、従來のように義務教育費の半額国庫負担制度と配付税制度が存続していたとするならば、平衡交付金の額は現在の千二百五十億が千六百億に増加されているはずだと公表してゐる事実についても、明らかに証明されることとあります。今これを欧米の教育財政と比較して見ますならば、いづこに日本のごとく義務教育費を平衡交付金制度で賄つてゐる国がありましようか。大別いたしますと、その主流をなすものは、ソ連の全額国庫負担制

も、なお低下し、地方間の不均衡が著しくなつて來たのであります。従いまして、教育の機会均等も次第に崩壊の傾向を示すに至つてゐるのであります。これに加へますに、学校の維持費、教材費も、又PTAの寄附に仰ぐ額が百億を超え、本法案に關つてゐるところの寄附金の禁止規定も一片の死文に等しいものにしてゐるのであります。かくのごときは、義務教育費を地方財政に任せたる結果、教員の俸給が不拂いになつた昔に逆転するものであつて、これは全く、義務教育費のごとき重要なものを、土木、産業、衛生費のような標準的経費の算定が客観的にできがたいものと雜居させ、而も國家予算の枠に縛られて地方団体の基準財政需要額も満たし得ない平衡交付金制度に組入れた政府の無定見な行政措置に基くもので、我々の断じて容認できないところでありまして、これは地方財政委員会が、従來のように義務教育費の半額国庫負担制度と配付税制度が存続していたとするならば、平衡交付金の額は現在の千二百五十億が千六百億に増加されているはずだと公表してゐる事実についても、明らかに証明されることとあります。今これを欧米の教育財政と比較して見ますならば、いづこに日本のごとく義務教育費を平衡交付金制度で賄つてゐる国がありましようか。大別いたしますと、その主流をなすものは、ソ連の全額国庫負担制

も、なお低下し、地方間の不均衡が著しくなつて來たのであります。従いまして、教育の機会均等も次第に崩壊の傾向を示すに至つてゐるのであります。これに加へますに、学校の維持費、教材費も、又PTAの寄附に仰ぐ額が百億を超え、本法案に關つてゐるところの寄附金の禁止規定も一片の死文に等しいものにしてゐるのであります。かくのごときは、義務教育費を地方財政に任せたる結果、教員の俸給が不拂いになつた昔に逆転するものであつて、これは全く、義務教育費のごとき重要なものを、土木、産業、衛生費のような標準的経費の算定が客観的にできがたいものと雜居させ、而も國家予算の枠に縛られて地方団体の基準財政需要額も満たし得ない平衡交付金制度に組入れた政府の無定見な行政措置に基くもので、我々の断じて容認できないところでありまして、これは地方財政委員会が、従來のように義務教育費の半額国庫負担制度と配付税制度が存続していたとするならば、平衡交付金の額は現在の千二百五十億が千六百億に増加されているはずだと公表してゐる事実についても、明らかに証明されることとあります。今これを欧米の教育財政と比較して見ますならば、いづこに日本のごとく義務教育費を平衡交付金制度で賄つてゐる国がありましようか。大別いたしますと、その主流をなすものは、ソ連の全額国庫負担制

度と、米英の教育平衡交付金制度であります。日本に平衡交付金制度を勧告したアメリカといえども、教育費に關しては、警察、消防、土木、産業等から切り離しまして、教育平衡交付金制度にいたしまして、その保障を確保しているであります。日本においても当然これは、先に述べました過去二年の教育低下の実情に鑑み、六三制完全実施の建前と又地方財政確立の立場から、義務教育に限らず、むしろ財政貧困の故に放置されている高等学校をも含めまして、国庫負担制度に帰すべきであります。今回本法案によつて逆に交付金制度にはつきり切替えたことは無謀も甚だしいものでありまして、これは何と言いましても、二十億に上る貴重な財源を投じて警察国家、再軍備の建設に血道を上げていた政府の失政に原因するものであるとの批判は免れ得ないところであります。(その通り「そうだ」と呼ぶ者あり)

反對の第三点は、本法案は全く權威のないものであるということであります。本法案が上程されて間もない今日、追つかけるように、皮肉にも與黨からこれと矛盾する義務教育費国庫負担法が提案されているのであります。若し、この国庫負担案が成立いたしました場合、本法案は、国と地方の経費の負担区分という、地方財政の根幹をなす重要部面、而も地方財政の中で二五%乃至三〇%の大きな地位を占めている義務教育費関係の項が直ちに修正されなければならない羽目になるのであります。法律が存在するにはその確固たる存在の理由の存することは言うまでもないところであります。然るに時を同じくして矛盾を含んだ二つの法律が同様の政府と與黨から提案されるということは、無定見、無責任も甚だしいもので、常識を以てしても判断に苦しむものであります。かくのごとき朝令暮改的な、杜撰にして權威のない法案に對しましては、絶対反對せざるを得ないのであります。

以上の理由から私はこの法案に反對の意見を述べる次第であります。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) これにて討論の通告者の発言は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第四、警察予備隊令の一部を改正する等の法律案、日程第五、統計報告調整法案、(いづれも内閣提出、衆議院送付) 以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。内閣委員長河井彌八君。

審査報告書

警察予備隊令の一部を改正する等の法律案

右多数をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年五月十五日

内閣委員長 河井 彌八

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

横尾 龍 山田 佐一

楠見 義男 石原幹市郎

竹下 豐次

第二條中「日本国との平和條約の最初の効力発生の日以後も」を削る。

附則を次のように改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

要領書

一、委員会の決定の理由

独立後のわが国の治安情勢に對処するため警察予備隊の警察官三万五千人及び職員九百七十六人を増員するとともに都道府県知事及び市町村長に警察予備隊の警察官の募集に關する事務の一部を行わせることとした。又本部機構については本部に工務局を新設する他建設工事の実施等にあたらせるため建設部を附置する等適宜改正を加えたのは適當の措置と認める。但し、本委員会においては別冊の如く修正を加えた。

二、事件の利害得失
この措置により国内の治安対策を強化し得る利益がある。

三、費用

本法施行のため昭和二十七年予算に、二百三十六億六千八百万円が計上されている。

警察予備隊令の一部を改正する等の法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年四月三日

衆議院議長 林 譲治

参議院議長佐藤尚武殿

警察予備隊令の一部を改正する等の法律案

警察予備隊令の一部を改正する等の法律

(警察予備隊令の一部改正)

第一條 警察予備隊令(昭和二十五年政令第二百六十号)の一部を次のように改正する。

第四條中「定員」を「定員(二月以

内の期間を定めて雇用される者及び休職者を除く。)に、「七万五千人」を「十一万一千七十六人」に、「七万五千人」を「十一万人」に改める。

第六條中「経理局」の下に、「工務局」を加え、同條に次の一項を加える。

2 本部に警察予備隊建設部を附置する。

第八條の次に次の一條を加える。

(募集事務の一部委任)

第八條の二 都道府県知事及び市長は、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の指揮監督を受け、警察予備隊の警察官の募集に關する事務の一部を行う。

2 前項の事務については、都道府県知事は、市町村長を指揮監督する。

3 内閣総理大臣は、国家地方警察及び自治体警察に對し、警察予備隊の警察官の募集に關する事務の一部について協力を求めることができる。

4 第一項の規定により都道府県知事及び市町村長の行う事務並びに前項の規定により自治体警察の行う協力に要する経費は、国庫の負担とする。

(将来在任すべき命令)

第二條 前條に規定する命令は、日

昭和二十七年五月十六日 参議院會議録第四十号 警察予備隊令の一部を改正する等の法律案外一件

本国との平和條約の最初の効力発生の日以後も、当分の間、法律としての効力を有するものとする。

附 則

この法律は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

統計報告調整法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年四月二十六日

衆議院議長 林 義治

参議院議長 佐藤 尚武殿

統計報告調整法案

統計報告調整法

(目的)

第一條 この法律は、統計報告の徵集方法、報告様式その他統計報告の徵集について必要な調整を行い、もつて統計報告の作成に伴う負担を軽減するとともに、行政事務の効率化を図ることを目的とする。

(この法律の運用)

第二條 統計委員会は、この法律の

運用に當つては、關係行政機關の権限を不当に侵害しないように留意し、もつて統計上の見地から、統計報告の徵集について調整を行わなければならない。

(定義)

第三條 この法律において「統計報告」とは、国の行政機關(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百一十号)第三條第二項に規定する国の行政機關をいう。以下「行政機關」という。)が、直接又は地方公共団体の機關を通じて、左に掲げる者に対し、報告様式を示して提出を求める一定の時点又は期間についての報告で、その結果の全部又は一部が統計を作成するために用いられるものをいう。

一 人又は法人その他の団体(地方公共団体及び政令で定める法人を除く。以下同じ。)で、それらの總数が十以上となるもの
二 政令で定める文教施設、医療施設その他の国家行政組織法第八條に規定する機關又は政令で定めるこれらに準ずる地方公共団体の機關で、それらの總数に、ともに報告の提出を求められる人又は法人その他の団体の

總数を加えたものが十以上となるもの

2 この法律において「報告様式」とは、調査票若しくは質問書又はこれらの様式をいう。

(統計報告の徵集についての承認)

第四條 統計報告の徵集を行おうとする行政機關の長は、左の各号の一に該当する場合を除く外、当該統計報告の徵集について、あらかじめ、統計委員会の承認を受けなければならない。

一 徵集方法及び報告様式が法律又は政令で定められている統計報告の徵集を行おうとする場合
二 統計法(昭和二十二年法律第十八号)第三條に規定する指定統計調査としての統計報告の徵集を行おうとする場合

2 前項の承認を受けようとする行政機關の長は、左に掲げる事項を記載した申請書を統計委員会に提出しなければならない。

一 当該行政機關の名称
二 目的
三 報告を求める事項
四 報告を求める者の範圍
五 報告を求める期日又は期間
六 徵集方法

七 徵集を行う期間
八 その他統計委員会が必要と認める事項

3 申請書には、報告様式及びその他の参考書類を添附しなければならない。

(承認の基準)

第五條 統計委員会は、前條の申請書を受理したときは、左の基準によつてこれを審査しなければならない。

一 当該統計報告の徵集が統計技術的に見て合理的であること。

二 当該統計報告の徵集と既に統計委員会が承認した統計報告の徵集との間に調整の必要がないこと。

2 統計委員会は、前項の規定による審査の結果、申請に係る統計報告の徵集が同項各号の基準に適合していると認めたときは、すみやかに、当該統計報告の徵集について期間を定めて承認しなければならない。

(承認又は不承認の通知)

第六條 統計委員会は、統計報告の徵集について承認した場合には、前條第二項に規定する期間(以下「承認期間」という。)及び承認番号を文書で当該行政機關の長に通知しなければならない。

2 統計委員会は、統計報告の徵集について承認しなかつた場合には、理由を付した文書でその旨を当該行政機關の長に通知しなければならない。

3 統計委員会は、第四條第一項各号に規定する統計報告の徵集を行おうとする行政機關の長が希望するときは、その求めに応じて、当該統計報告に承認番号を與えることができる。

(承認期間及び承認番号の明示)

第七條 統計報告の徵集について承認を受けた行政機關の長は、当該報告様式にその承認期間及び承認番号を明示しなければならない。

(統計報告の徵集の中止又は変更)

第八條 前條の行政機關の長は、当該統計報告の徵集を中止しようとする場合には、その旨を統計委員会に届け出なければならない。

2 前條の行政機關の長は、当該統計報告の徵集について変更しようとする場合には、変更しようとする統計報告の徵集について、新たに統計委員会の承認を受けなければならない。

(承認の変更)

第九條 統計委員会は、既に承認し

た統計報告の徴集が第五條第一項各号に規定する承認の基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該行政機関の長に対し、当該統計報告の徴集について変更を求めることができる。

2 統計委員会は、前項の行政機関の長が同項の求めに応じないときは、当該統計報告の徴集については、承認期間を短縮することができる。

3 統計委員会は、前項の規定により承認期間を短縮した場合には、理由を付した文書でその旨を当該行政機関の長に通知しなければならない。

(統計報告の徴集の中止又は変更の要求)

第十條 統計委員会は、この法律又はこの法律に基く命令の規定に違反する統計報告が徴集されていると認めるときは、当該行政機関の長に対し、当該統計報告の徴集の中止又は変更を求めることができる。

2 統計委員会は、前項の行政機関の長が同項の求めに応じないときは、内閣総理大臣に対し、当該統計報告の徴集の中止又は変更を求めることができる。

昭和二十七年五月十六日 参議院會議録第四十号 警察予備隊令の一部を改正する等の法律案外一件

いて必要な措置を求めることができる。

(異議の申立)

第十一條 行政機関の長は、第六條第二項の規定による通知又は第九條第三項の規定による通知を受けた場合において、その処分により当該行政機関の政策の実施が著しい支障を受けると認めるときは、内閣総理大臣に対し、異議の申立をすることができる。

2 前項の異議の申立は、同項の通知を受けた日から三十日以内に、不服の事由を記載した申立書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の申立書を受理したときは、異議の申立に理由があるかどうかを裁決してなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の裁決の結果、異議の申立が理由があると裁決したときは、統計委員会に対し、適當な処置をとることを命じなければならない。

(適用除外)

第十二條 この法律の規定は、政令で定める行政機関が政令で定める事務に関して行う統計報告の徴集については、適用しない。

(報告調整官)

第十三條 この法律の実施に関し、統計委員会と緊密な連絡を図るため、各行政機関の部に、報告調整官を置くことができる。

2 前項の報告調整官は、当該行政機関の長がこれを命ずる。

(施行命令)

第十四條 この法律の実施のための手続その他その執行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して九十日をこえない期間内において政令で定める。

2 この法律施行の際現に徴集方法及び報告様式が法令に基いて定められていた統計報告でこの法律施行後同一の徴集方法及び報告様式により徴集を行うものについては、政令で定める場合を除く外、当該行政機関の長は、この法律施行の日から三年間を限り、第四條第一項の規定にかかわらず、統計委員会の承認を受けずに当該統計報告の徴集を行うことができる。

3 統計法の一部を次のように改正する。

第六條第二項第三号を同項第四号とする。

号とし、以下一号ずつ繰り下げ、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 統計報告の徴集について調整を行うこと。

第六條の二第三号を同條第四号とし、同條第四号を同條第五号とし、同條第二号の次に次の一号を加える。

三 統計報告調整法(昭和二十七年法律第 号)に基いて統計報告の徴集について承認すること。

第八條第一項に次の但書を加える。

但し、統計報告調整法の規定により統計委員会の承認を受けた場合は、この限りでない。

〔河井彌八君登壇、拍手〕

○河井彌八君 只今議題に供せられました河井案の内閣委員会の審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ず警察予備隊令の一部を改正する等の法律案について御報告いたします。本案の提案の理由と改正の内容につきまして説明をいたします。

警察予備令は、昭和二十五年八月に、昭和二十年勅令第五百四十二号、いわゆるボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件、これに基きまし

て制定せられたのであります。平和條約が効力を発生いたし、我が国が独立をいたした場合に、治安の問題がいよいよ重大を加えることが予想されまゝるので、この際、現在の警察予備隊の機構を更に整備して、引續いてこれを存続せしめる必要があるというものが、この法律案の提出いたされた理由であります。

本案の内容につきましては二カ條から成っております。

第一條におきましては、これは現行警察予備隊令の改正でありまして、その改正の第一点は定員の増加であります。即ち警察予備隊は現在警察官七万五千人、警察官以外の職員百人を以て構成されておるのであります。が、今後の治安情勢に対処するために、この際、警察官を三万五千人、警察官以外の職員を九百七十六人増員しようとするのであります。この警察官以外の職員の増員は、主として警察予備隊本部の増員及び警察予備隊建設部の要員に充てるためであります。改正の第二点は本部機構の改正でありまして、本部に工務局を新設すると共に、警察予備隊建設部を附置しようという点であります。而して工務局を新設する理由は、警察予備隊の建設業務、行政財

警務管理等の事務が相当大なるものであり、これを對処してこれら業務の円滑を期するためであります。又建設部を附置する理由は、建設工事の実施等の事務に当らせるためであります。改正の第三点は、警察官の募集事務の処理に関する問題であります。即ち、警察官の募集に當つてその趣旨の徹底を図り、募集事務の円滑を期するために、今回その事務の一部を都道府県知事及び市町村長に委任することが出来るものといたし、このために必要な規定を設けると共に、又国家地方警察並びに自治体警察に對しましても、募集事務の一部に對してその協力を求めることとしておるのであります。この都道府県知事及び市町村長が国から委任されて行ふところの事務並びに自治体警察の行ふ協力に関する仕事についての経費は、すべて国庫で負担することとなつておるのであります。

次は第二條の改正であります。第二條は警察予備隊令を當分の間法律としての効力を存続せしめんとするものであります。更に附則といたしまして、この法律の原案におきましては、施行期日、この法律は日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行するものとなつておるのであります。これが本案の提案の理由及び改正の内容であります。

本案につきまして、委員会の審議に當りまして、政府の説明によつて明らかとなつた点を御報告いたします。

第一に、政府はこの法律案に引續いて、政府の企圖しておりますところの行政機構改革に伴つて、現在の警察予備隊を海上保安庁の海上警備隊と共にこれを統合した治安機構として保安庁の設置を考へておるのであります。すでに今日保安庁設置法案が国会に提出されておるのであります。而して保安庁設置の施行期日は七月一日に予定せられておるのであります。従いまして、警察予備隊の存続期間は保安庁が設置される時期までの期間であります。が、政府は、今日の治安状況から見て、早急に警察予備隊機構の整備充実の必要があるもので、この改正案を提出したという説明でありました。

第二に、今回の警察官三万五千人増員の配置計画については、北海道に新たな方面總監部を設置いたすと共に、方面總監部の直轄部隊を新設することによつてこの地方における治安維持の力を強化するため、二万七千人をこの方面に配置いたし、残りの八千人をば總監部直轄下の管理補給諸部隊に配置する予定であるという説明でありました。

第三に、警察官の募集事務につきましては、今回三万五千人の増員のための募集があり、更に又現在の予備隊員はすべて本年の八月乃至十月を以て一応任期が終ることとなつておりまして、その際に二万人程度の退職者の見込があるものとありますから、これを補充しなければならぬために、結局本年は合計五万五千人程度に上る募集を行ななければならぬのであります。警察予備隊の各部隊は、現在においては、全国的に普遍的に配置されておらないので、警察予備隊がこれらの募集事務を行うことができない事情があるということでありまして、そこで一昨年の募集のごとき、国家地方警察に全部の募集を委任したのであります。見るけれども、今日一般の治安情勢から見まして、国家地方警察は治安維持の本来の任務に専ら従事する必要があるとありますので、余力が残されておらないので、募集事務をすべてこへ委任することも困難な状況にあるのであります。従いまして、結局、便宜上、地方の一般行政機関であるところの都道府県、市町村に協力を求めることにしたということでありまして、

第四には、この改正案によつて新設される工務局と建設部のことでありまして、本年度において警察予備隊の増強に伴ひまして行いますところの工務、建設の業務、本年度の予算といたしましては百九億三千五百万円が計上されておるのであります。これをば予備隊自身の手で行うための機構であるのであります。これらの業務に従事する定員は九百十一名当てていることとあります。将来保安庁が新機構として充足いたします場合には、この工務局はこれを廃止いたし、警察予備隊關係の建設の業務は建設省で行ふこととし、ただ一般的な建設の計画、土木、用地の買収の事務、又は機密を要する工事等は予備隊自身の手で行う必要があるもので、この建設部において行ふという政府の方針であることとあります。なおこの法律案の実施につきましては、本年度予算におきましては二百三十六億六千八百万円が経費が新たに必要になるということとあります。

委員会におきましては、この法律案についていろいろな角度から周到且つ熱心な審議が行われたのであります。が、その主な点を御報告いたします。

第一に、警察予備隊が近く保安庁に吸収せられる予定になつてゐる点、又警察予備隊の目下の裝備の状況、或いは旧軍人の採用の状況、更には、この法律案に基いて機構を整備充実し、これによつて新たに増員することとされ、且つ又その募集事務が都道府県知事或いは市町村長に委託され、更に国警、自警にも募集の事務の一部を協力せしめる点等を併せて考へてみますと、警察予備隊が、警察という範圍を超えて、軍隊という性格をいよいよ強く帯びて来るのではないか、むしろそれは軍隊そのものではないか、従つて憲法第九條に違反するものではないかという意味の質問が強くなされたのであります。これに對しまして政府側からは、「警察予備隊は国内治安を守るといふことが目的であるから、たとえ軍隊と同様の組織や裝備を持つておりましても、外国と戦争をすることを目的とする軍隊とは根本的に相違があるものであるから、憲法第九條には違反せぬ」という説明でありました。(とんでもない「さあ、わからない」と呼ぶ者あり)この点は、「将来保安庁の新機構に切替えられる場合に、今日の予備隊の目的、性格をそのまま持ち込むことになつてゐる」という政府の答弁でありました。

第二には、「警察官三万五千人の大部分を特に北海道に新設される」という方面總監部に配置する理由如何」という質問がありました。これに對して政府側からは、「北海道の治安維持上の危険が現に迫つてゐるというわけではないが、併し警察予備隊が将来全力を挙げて活動しなければならぬ事態が万一生じた場合には、予備隊が第一に活躍しなければならぬ所は北海道であるという、言い換へれば北海道は治安維持の上から見て、この弱点である」という答弁でありました。第三には、「この改正案において警察予備隊の増員に伴ふ隊員の募集事務を都道府県知事乃至市町村長に委託することとし、これを政令において定めるといふことになっているが、政令の内容はどのようなことであるか。又これらのことはいわゆる自治体の自立性、自主性を

昭和二十七年五月十六日 参議院會議録第四十号 警察予備隊令の一部を改正する等の法律案外一件

侵害するものではないか」という点、或いは「これら募集事務を地方自治体に委託することになると、結局これは徴兵事務の性質を持つようになり、募集は即ち徴兵であるというふうに将来變つて行くのではないか」という点について質問が行われたのであります。

これに対するところの答弁は、「地方自治体側に委託する事務の内容は、志願票の交付であるとか、或いは試験場の設置及び管理、或いは又ボスターの揭示、募集の印刷物の配布によつて、募集の趣意を周知徹底せしめるための事務等でありまして、政令はこれらの点を骨子として定めて行く考えであつて、これらの事務を便宜上地方自治体に委託するのである。又予備隊の性格から見ても、地方自治体に募集者や合格者を割当てるとか、或いは市町村長が、一般よりできるだけ多く応募させるようにするというような、いわば地方住民に圧力を加えるというようなことは絶対になく、飽くまで志願者の自発的意思によつて応募してもらうのである。又そのような無理な募集では適任者を得がたい」という答弁でありました。

第四に、「警察官の募集状況が最近余りよろしくない」ということであるがどうか」といふ点、又「本年八月乃至十月を以て任期満了した退職する者の見込数が二万人程度ある」といふことであるが、今日のごとく募集状況がよくないということであるならば、これらの補充も困難であると思ひ、政府は募集について十分自信を持つておるかどうかが、或いは又退職者については将来応召義務を課するといふことはないか」といふ点について質問がありました。

これに対する政府の答弁は、「従前応募者の数は採用者の四倍くらいあつたが、今回の三万五千人のうちの幹部要員を除いた三万二千五百人についての応募者は、五月十日の締切において九万人であつて、以前に比べると少いけれども、その減少の理由は、従前の六万円の退職金の支給が今後は二年勤務期間を終了した者に對して二万円というふうに減額してあるといふこと、又年齢について応募資格が従前より狭くなつたといふこと、或いは現在失業者の減少等に原因があるようである。なお今年八月乃至十月の退職者の補充については、今回の募集状況と睨み合せて募集の時期を少し遅くしたい。少くともその募集の時期を十月以降にして、それまでにおいて市町村等の協力によつて募集の趣旨の徹底に努めたい。かようにいたしますならば募集についての支障はないと思ふ。」といふ説明でありました。

第五に、警察予備隊の警察官が公務執行によつて死亡或いは負傷した場合において、本人又は遺族等に對する処置は、一般の国家公務員に支給する程度の補償であるといふことは適切な処置ではないと思ひがどうか」といふ意味の質問がありました。

これに對して政府の答弁は、「只今までのところ警察予備隊においては出動といふこともないので問題もなかつたのであるが、併し危険率が高他の公務員よりも多いことは當然に考えられることであつて、警察官が危険を回避するといふようなことではできないから、さうなことのないうちに、出動の場合に発生した警察官の死亡或いは負傷等に関する補償にいたさなければならぬと考えておる。なお保安庁設置法案においては、別途法律案を提出して、これらの点を規定することにいたしておる。」といふ説明でありました。

かういふにいたしました慎重な質疑応答が重ねられて参つたのであります。

そこで内閣委員会及び連合委員会におきましては、さうな経過を経たのであります。なお、この法律案の第二條では、只今申上げましたように、「前條に規定する命令は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日以後も、當分の間、法律としての効力を有するものとする。」という規定があります。又この法律案の附則におきまして「この法律は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。」といふことになつております。即ち四月二十八日であります。この四月二十八日といふのはすでに経過いたしましたのであります。これを適當に修正する必要があるものであります。

かういふ審議の経過を辿りまして、昨日の委員会におきまして討論に入り、またところ、山田委員から、本案については賛成である、併せて、只今ここに期日について申述べた点であります、この法律案に對する一部の修正を建議すると述べられまして、その修正案を提案されたのであります。これを便宜朗読いたしますと、

警察予備隊令の一部を改正する法律案に對する修正案

警察予備隊令の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二條中「日本国との平和條約の最初の効力発生の日以後も」を削る。

附則を次のように改める。

この法律は、公布の日から施行する。

かういふ修正案が提出せられたのであります。本案につきましては、三好委員から、「治安を確保するための措置を講ずることは国家としては當然の任務であり、殊に軍備なき国家においてその必要性がなお増大することと認められるのであるが、併し警察予備隊及びその増強は憲法第九條に違反する虞れなしとしない。この点は、政府は、警察予備隊は近代戰遂行の戦力でないから、憲法第九條の許すところである」といふ解釈をとつており、或いは外国の直接侵略に對して抵抗することは警察予備隊が治安確保という基本的目的を持つ以上當然の措置であるといふ政府の主観的立場には賛成することのできない。従つてこのような憲法違反の問題のある警察予備隊の増強を国内治安力増強の措置なりとしてこれを承認することはできないから、原案並びに修正案に反對する。」という意見が出されたのであります。次に山田委員から、「本法法律案の原案並びに修正案は共に反對である。その理由は詳細申述べる必要もなく、要するに憲法違反といふ一点に盡きる。」という強い反対意見の表明がありました。次に上條委員より、「本法法律案の原案及び修正案には反對である。その理由は、国内治安確保の必要なることは申すまでもないが、そのための措置としては、主として国家地方警察及び自治体警察等の警察力の増強を中心として考えるべきである。然るに警察予備隊において三万五千人の増員を図ることは戦力的色彩がいよ／＼濃厚となるものであり、殊に保定庁が近く設置されることになれば、これは明らかに警察予備隊の戦力への移行の第一歩であつて、憲法第九條に抵触するものと考えられる。なお又警察官の募集要綱を見ましても、都道府県知事、市町村長を総理大臣が指揮監督して募集させることは、徴兵制度の復活の前提であるといふ感

じがする。この二つの理由で以て本法
律案の原案並びに修正案に反対する。」
というのであります。更に又松原委
員からは、やはり反対の意見が陳述せ
られたのであります。即ち「警察力
の増強によつて国内治安を確保する
ことそれ自体には異論はないけれど
も、警察予備隊は国民の意思によつて
作られたものでなくて、天下りの
きめられたものである。而も名前だけ
は警察であるけれども、実質は軍隊で
ある。これは疑いのない点である。元
来、日本の軍隊の創設せられた歴史に
徴してみても、鎮台が師団となつたこ
とくに、国内治安の維持力というもの
はおのずから兵力に移行するものでは
ある。併し残念ながら今日の憲法では軍
隊は置けないことになつておる。又交
戦権はないことになつておる。かよう
な点について政府は強いて無理な解釈
をとおるのである。さようなこと
では政府が政治上の信を失う結果とな
る。」というのであります。本案に反
対するものであります。最後に
竹下委員から、「警察予備隊の増強は
憲法に違反するものではない。戦争前
は軍隊があつて国内治安の維持の途は
開かれておつたが、今日は軍隊がない
のであるから、これに代るべき或る程
度の組織と装備を持つた力を持つこと
によつて暴動等に備へることができ
るのであつて、今日の治安情勢から見
てこれは最も必要なことである。」とい

趣意を以ちまして、本案の原案及び修
正案に賛成の意を述べられたのであり
ます。

内閣委員会は地方行政委員会と前後
四回連合委員会を開きまして、又内閣
委員会自身も一回開会いたしました。こ
れを以てこの報告を終ります。

次に(もう簡単にやれよ)と呼ぶ者
あり。統計報告調整法案につきまして
報告をいたします。

提案の理由は、国の行政機関が直接
間接に民間から徴集する統計報告は、
戦時中及び戦後を通じて、その種類、
数量ともに膨大なものとなつたので、
その徴集方法並びに報告の様式等に関
して必要な調整を行い、以て民間の負
担を軽減すると共に、行政事務の能率
化を図らうとするものであります。こ
れに關しましてはかねて民間経済団体
等から切実な要望もあり、又昨年来朝
いたしましたアメリカの統計使節団か
らの勧告もあつたのであります。

おります事項は、只今申述べました
民間の負担の軽減と行政事務の能率化
を図る点にあるのであります。この
法律の運用につきましては、各種行政
機関の特殊事情等に依りまして、統計
委員会の調整について特例乃至適用除
外を設ける必要のあるものは所要の規
定を設け、又この法律の実施によつて
各行政機関の権限が不当に侵害される
結果、統計活動の独自性と政策の実施
を阻害することのないよう、特に法律
中に運用の基本を明らかにして、専ら
統計技術上の見地から調整に當るもの
として、各種機関の異議申立の途を開
いておるのであります。その他、各行
政機関と統計委員会との緊密な連絡を
図るために報告調整官を置くこととい
はし、又この法律の施行に伴う過渡的
な混乱を防止するために、経過的规定
として、現に統計報告様式を定めて徴
集しておる現行統計報告は、この法律
施行後も三年間は原則として統計委員
会の承認を要しないことといたしてお
るのであります。なおこの法律の施行
期日につきましては、この法律の公布
の日から起算して九十日を超えない期
間内において政令で定めることとなつ
ておるのであります。

内閣委員会におきましては三回に亘
つて審議を盡したのでありますが、そ
の審議中において明らかにした二、
三の点について申し上げます。

由につきましては、戦時中統制経済の
強化に伴つて各種の統計報告が徴集せ
られることとなつたのに加えて、占領
下における占領軍当局の統計徴集の要
求がこれに加わりまして、いよいよ統
計の複雑膨大化を來たしたのでありま
す。その一つの例といたしまして、或
る省において一カ月間にどのくらいあ
つたかと申し上げますと、百八十六件あ
つた。而してそれは法令に基くものが
そのうちの四四％、規則に基くものが
一五％、通達に基くものが三七％、さ
うな法令の根拠のないものが三二％
であつたといふことではあります。この
一つを見ましても、如何に統計が膨大
錯雑になつてゐるかということがわか
るのであります。そこで、かような法
案が提出されることになつたのであり
ます。が、民間の各種産業団体或いは
経済連盟等は、この程度の調整では甚
だ不十分であり不徹底であるといふこ
とを強く批評して参つてゐるというこ
とであります。なお現行の統計報告に
ついては、過渡的な措置として三年間
据置とするといふことは、余りにも緩
慢に過ぎるという意見が強く出ておつ
たのであります。政府はこれに対しま
して、「広汎な統計報告の全部に亘つ
て、その内容を十分検討して調整する
ためには、膨大な人員と少くとも一年
以上の準備時間を要するのであるか
ら、現行の法令に基いての統計報告につ
いては、三年間据置とするといふこと

にする」という説明であります。これ
は即ち本案の附則の第二項の規定する
ところであります。

又第三條におきまして、「調整の対象
を單に「報告様式を示して提出を求め
る」報告のみに限つた理由はどうか。

その他一般の行政報告についても調整
を要するものがたくさんあるではない
か」といふ質問に對しましては、政府
は「行政上の必要に伴う一般的の調査
報告についても調整を行うといふこと
になれば、それは必要であるけれど
も、これに要する人員その他の事情も
ありまして、差当りこれは不可能であ
るから、現在の状況に照し合せて、この
法律案において調整せんとするものは
統計報告のみに限ることとしたといふ
のであつて、その方法としてはフォー
ム・コントロールを主として行うので
ある」といふ説明でありました。なお
統計報告の調整制度が現在行われてい
る諸国の例といたしましては、アメリ
カ、イギリス、イタリア、スペイン、
インド等があるといふのでありまし
て、日本の今度のこの本案の作り方は
最も進歩しているものであるといふ説
明でありました。

昨日の内閣委員会におきまして質疑
を終了し直ちに討論に入つたのであり
ますが、竹下委員から、本案に賛成
の意見を述べられました。が、今次の
統計報告調整法案は、その対象が専ら
民間の負担軽減におかれておるのであ

るが、現に地方自治体たる市町村に負荷されている統計報告の種類、数量は実におびただしいものであるから、できるだけ早い時期に統計報告調整の範囲を拡大して、單に民間のみならず、市町村に対するものの面にも、この趣意を徹底させてほしいという希望を付せられたのであります。かようにいたしましたとして、本案について採決をいたしましたところ、全会一致を以て可決すべきものと議決いたしました次第であります。

これを以て報告を終ります。(拍手)
○議長(佐藤尚武君) 警察予備隊令の一部を改正する等の法律案に対し討論の通告がございます。順次発言を許します。三好始君。順序を間違いました。中田吉雄君。

〔中田吉雄君登壇、拍手〕
○中田吉雄君 私は只今議題になりました警察予備隊令の一部を改正する等の法律案に対し、日本社会党を代表いたしまして反対の意見を述べたいと思ひます。

反対の理由といたしましては二点あります。第一点は本法律案が日本国憲法に違反するところであり、警察予備隊が軍隊であるといふことは今や疑いのない事実であります。(独断独断)と呼ぶ者あり)特にアメリカの強い要請がありまして、日本の再軍備という形を自衛力増強という方式によつて

とすることが決定したことは、世界周知の事実であります。日本においては、国民の強力な反対があるから、再軍備であるといふことは言わないようにしなさいといふことは、ダレスが吉田総理にきつく言明したことは、世界の新聞の報じているところであり、す。即ち日本の再軍備を警察予備隊という形で漸増して行くというのが吉田内閣の方式でありまして、それは国民をこまかく一つのテクニクであり、従つて、諸外国の新聞におきましては、警察予備隊が軍隊でないといふことは東京だけで通用していることであるといふことを言っているわけであり、す。例えば先般のニューヨーク・タイムスの巻頭論文におきましてレス

トン記者は、はつきりと、このことを指摘いたしまして「アメリカが当初弱気であつた朝鮮の停戦協定に対して非常に弱意向を持ち出したのは、リアーマメントされつつある、再軍備されつつある警察予備隊に對して、非常に自信を持つたからである。これなら疲れきつたヨーロッパの軍隊とは違つて朝鮮戦線に使うことができるという自信を持ち出したことが、停戦協定に対してアメリカが強気を持つた大きな理由である。それならいつまで停戦協定を引張るであらうか。それは朝鮮戦線に使えるように重裝備を施すだけの期間だけ停戦協定を引張るであらう。」

〔その通り〕と呼ぶ者あり)これがアメリカの最高首脳部の肚であらう。といふことをレストン記者がニューヨーク・タイムスに、世界最大の紙数を誇るニューヨーク・タイムスに言つてい

る点を見ましても、警察予備隊が軍隊であるといふことは明らかであり、す。(その通り)と呼ぶ者あり)従つて、これは憲法第九條の「その他の戦力」に該当することは一点の疑いのないところであり、す。(その通り)と呼ぶ者あり)従つて、憲法の番人とも稱すべきところの国の最高機関であるところの国会が、かかる違法の案に對して賛成することは、もはや国会の自殺行為と言わなくてはならないわけであり、す。例えば憲法第九十八條におきましては、「この憲法は、国の最高法規であつて、その條規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」といふふうな規定し、更に第九十九條におきましては、「天皇又は攝政及び國務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」といふ厳しい規定があるわけであり、す。日本社会党といたしましては、かかる観点に立ちま

決がなされ、吉田内閣が退陣せざるを得ないことは明らかであります。(その通り)といふことはあり得ない)と呼ぶ者あり)そういう観点からいたしまして、我々はこの点から、憲法違反の法案であるといふ点から第一点として反対せざるを得ないわけであり、す。

第二番目には、新たな徴兵制度であるといふ点であります。この第八條の二におきましては、この募集の事務の一部を、都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところによつて、内閣総理大臣の指揮監督を受けまして、警察予備隊の警察官を募集するといふ規定になつてゐるわけであり、す。この法案は一見極めて簡単なものでありますが、極めて重大な規定であり、す。吉田内閣といたしましては、警察予備隊の徴兵制度をどううといひましたし、あらゆる努力をいたしたわけであり、す。が、強制的な徴兵制度は憲法第九十八條並びに憲法第九十二條に違反いたしまして、それができないことは明らかとなり、す。形を変えてこのような方法をとつてゐることは、所管大臣である大橋國務大臣との討論において明らかになつたところであり、す。この委任事務に對しまして國民から非常な強い反対があつて、若し政府の割当てられた徴兵募集に對しまして目的を達することができぬようになり、す。地方自治法第四十六條に基きまして、主管大臣は知事に

對しまして何月何日まで政府の割当てたところの募集事務を完了するように命令を出すことができるわけであり、す。更に若しその期限内に割当てられた数の目的を達成いたしませぬ際には、主管大臣は高等裁判所に訴えましてその判決を求めまして、裁判所が知事なり市町村長に對しまして、それを何月何日までにするやうにという裁判所の指示をなすことができるわけであり、す。若しそれをなしませんでしたらば、高等裁判所は判決に基きまして知事と市町村長を罷免するといふことになつてゐるわけであり、す。この法案は、政令で定めるところに「いふことになりまして、重要な点を国会の審議から擧げて政令にゆだねてゐる点、更に地方自治法第四十六條の規定をつぶさに検討してみますと、新たな徴兵制度であることは今や一点疑ひはないわけであり、す。(その通り)と呼ぶ者あり)そういう観点からいたしまして、かかる法案が国会を通過して行きますならば、市町村長、知事から驚然とした反対が起ることは明らかであります。全国の市町村長会長はこの点に對しまして、地方自治を破壊するものであるからと言つて、強硬に、市町村長に對してかかる委任事務をなすべきでないといふ強力な要請があるわけであり、す。

以上、私たちは、この法案が憲法に

昭和二十七年五月十六日 参議院會議録第四十号 警察予備隊令の一部を改正する等の法律案外一件

昭和二十七年五月十六日 参議院會議録第四十号 警察予備隊令の一部を改正する等の法律案外一件

八四六

違反し、そして新たな形を変えた徴兵制度の端緒であるという二点におきまして、日本社会党といたしましては、憲法を擁護し、地方自治を守る観点からいたしまして、断固反対するものであります。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 三好始君。

(三好始君登壇、拍手)

○三好始君 私は改進黨を代表して、只今議題となつておる警察予備隊令の一部を改正する等の法律案に対し反対いたしますのであります。

本法律案の主要なる内容をなすものは、警察予備隊七万五千人を十一万人に増強すること、募集事務の一部を都道府県知事及び市町村長に委任することにあるのであります。立法的には、従来占領下のポツダム政令として、国会の意思とは無関係に制定された警察予備隊令が、本法律案第二條によつて独立国家の法律としての効力を與えられる事実も注目されるべきものであります。

私が本法律案に反対する根本的な理由は、警察予備隊に対する政府の態度が憲法違反であるという事実を否定できないからであります。我々は、国家に治安維持機関が必要であり、且つ軍備を放棄した我が国の治安維持機関が、軍備を有する場合に比べて、人員、装備の点において充実されねばならない事情を認むるにやぶさかではありません。従つて警察予備隊が單純な

る国内治安維持にのみ任ずるものととらるるならば、それは直ちに憲法違反という判断を下すべきものではありません。ところがここに注目すべき問題が二つあるのであります。一つは、平和條約第五條におきまして、我が国が個別的又は集團的自衛の固有の権利を認められ、續いて日米安全保障條約において、我が国は直接及び間接の侵略に對する防衛のため、漸増的にみずから責任を負ふことを期待せられてゐるという、國際合意を背景として行われ

る予備隊増強が、軍備でないとは言ひ切れないこととあります。(「軍備です」と呼ぶ者あり)現に昨日の内閣委員会において大橋國務大臣は、私の質疑に答えて、安保條約に言うところの「直接及び間接の侵略に對する自國の防衛のため漸増的に自ら責任を負ふ」ということは、歸するところ軍隊を持つことにはかならないことを認めてゐるのであります。而して予備隊は、国内治安確保を目的としてゐるもので、少くとも海外に出動しないから軍隊でないと説明しながら、予備隊の増強が結果としては、安保條約に言うところの防衛力漸増となることをも認めてゐるのであります。これが違憲の疑いを濃厚にする第一点であります。(「違憲そのものです」と呼ぶ者あり)

第二に、違憲の断定を躊躇することなく下さざるを得ない本質的な問題があります。これは政府にとり救うべからざる法理論上の欠陥をなしていることを率直に指摘しなければなりません。それは、我が国が外国より実力強制を受けて外国軍隊の侵入を見た場合、予備隊がこれに對し国内治安確保の見地から、当然に実力を以て排除し得るとの政府の態度であります。私は、憲法第九條の下においても、ヘーグの陸戰條約に示されてゐる國際法上の義勇兵団及び群民蜂起は認められてよいとの立場をとるものであります。が、國家機關が國家の意思として外國軍隊に抵抗することは、憲法の容認しないところとあります。若し予備隊が侵入軍を鎮圧する行動が認められるならば、かかる行動と自衛戰爭の境界線は一体どこに引き得るというのでありましようか。これは明らかに自衛戰爭そのものではないかとの私の質疑に對し、昨日の委員会では大橋國務大臣は即答を避けて答弁を留保せられました。續いて、それでは憲法第九條第二項後段の「國の交戦権は、これを認めない」という規定を如何に理解しているかとの質疑に對しても、答弁を留保せられたのであります。これらは憲法問題として、保安庁設置法案の審議の際に、私は留保を許すことなく、明瞭に結論を出すつもりであります。このような違憲論争をめぐる最も本質的な問題についても、予備隊の主管大臣が即答をなし得ないほど、予備隊の性格には問題があるのであります。近く保

安隊に変わらうとする予備隊が事実上の軍隊であり、憲法第九條の容認しないところの存在であることがすでに内外の常識であることは、これを否定してゐる吉田内閣といへども承知してゐるはずであります。このような法秩序無視の状態がいつまでも続くことが如何に危険であるかは、殊更論及する必要を認めません。

最後に、私は予備隊及び現在提出せられてゐる保安庁設置法案に盛られた保安隊並びに警備隊をめぐる違憲問題に關して、同僚議員諸君に黨派を超越して深慮の考慮を拂われんことを要請いたしましたのであります。すでに違憲論は憲法及び國際法に通ずる者の間の支配的學說となりつつあり、法理論に通じない國民大衆の間においても、いわば皮膚から感じ取られつつあるところとあります。立法院にある我々がこのような状態を放置するならば、法秩序混亂の糸口を作るものであり、法の權威は守られなくなり、一切の道義が地を拂う一大原因を作ることにならざるを得ません。(「その通り」と呼ぶ者あり、拍手)予備隊又は保安隊が現実の問題として必要であるならば、政府は憲法を偽わることなく、堂々と所信を訴えて、国会並びに國民の批判に待つべきものであります。(「その通り」と呼ぶ者あり)違憲にあらずとする立場をとる者は、政府も、これに賛成する議員も、一人々々がその合法性を明

瞭に証明する責任を負うべきであります。それは今日の政府情勢の下における政治家の嚴肅なる良心でなければなりません。(「その通り」よくお聞きなさいと呼ぶ者あり)私はみずからの責任においてすでに違憲性を明らかにしているものであります。詳細に亘つては、保安庁の設置法案の審議において、数十点の質疑を通じてこれを証明する用意があることを明らかにしておくものであります。

私は、諸君の政治的良心に訴へ、深甚なる考慮を要請して、本法律案に反對するものであります。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 堀眞琴君。

(堀眞琴君登壇、拍手)

○堀眞琴君 私は労働黨を代表いたしまして、只今議題となつておりますところの警察予備隊令の一部を改正する等の法律案に對しまして反対をいたすものであります。

先ず反對の第一点は、この警察予備隊が軍隊的性格を持つこととあります。すでにその装備或いは又その訓練につきましては、委員会を通じてこれが軍隊的性格を持つことは明らかにされております。若し軍隊的な性格を持つものとするならば、言うまでもなく憲法第九條に違反するのであります。内閣では、これをしばしば「軍隊ではない」と申しております。何と名前が呼ばれようとも併しその実質が軍隊であることにつきましては、國民は

ひとしくこれを認めているのであります。政府の説明は、いわば馬を指して鹿と言ふがごときに類すると申しても差支えないと思ひます。軍隊ではないといひましたも、第九條に言うところの戦力であることは間違ひはありません。戦力に關しましては、すでにアメリカの対日政策の根本方針、極東委員会の諸決定によりまして、これを禁止するといふことになつており、日本の憲法も又この諸決定に基いて、第九條に戦力を否定しておるのであります。従つてこの意味におきまして、予備隊の設置並びにその増強は、日本の憲法に反するばかりでなく、連合国の諸決定に反するものと申さなければならぬのであります。而もその募集事務の一部を、都道府県知事、市町村長にこれを委ねるということは、これ又徴兵制の復活を意味するものと申さなければならぬのであります。(「そうだ」と呼ぶ者あり)

次に私の反対いたします理由は、この予備隊がアメリカの傭兵的な性格を持つといふことであり、その装備はアメリカ軍によつて提供された武器であります。又その指揮系統なり訓練なりは、アメリカの顧問の下に行われることになつてゐるのであります。(「英語を勉強しているよ、将校は」と呼ぶ者あり) アメリカの顧問が如何なる法的根拠に基いて設けられるかは別といたしまして、ともかく日本の警察予備隊が、その出動の場合については勿論であります、平常の訓練においても、裝備においても、アメリカの傭兵的な性格を持つといふことを我々は否定することができないのであります。アメリカの軍部当局におきまして、さる高官が最近日本に對しましては陸上兵力を提供せしめる、海軍、空軍の兵力については自分たちの責任においてこれを行うといふことを声明いたしておる点から見まして、これがアメリカの傭兵的性格を持つといふことが明らかであると申さなければならぬのであります。このような性格を持つものでありますからして、内外の輿論又極めてこの案に對しまして反対的な空氣を示しております。すでにアメリカにおきましては、極東政策に對しまして根本的にこれを反省すべきときであるといふ輿論が高く起つております。ウォルター・リッパマンといふ人は、これは必ずしも反政府的な態度に立つ人ではありません、むしろ現在の民主党政權に對しまして好意的な立場に立つてゐる人であり、昨年来、極東におけるところのアメリカの国防体制の強化という理由によつて、日本ばかりではない、インドシナに對しても、或いは朝鮮に對しても、或いはインドネシアに對しても、強硬なる政策をとるといふことが、延いてはアメリカの極東政策を破綻に導くものである。而も若し今日戦争が起るとする

ならば、アメリカは恐らく東西の両洋正面作戦というものを余儀なくされるであらう。このことはアメリカの戦争政策の上からいって、必ずしも好ましいものではない」といふことを指摘いたしまして、極東政策に對する反省を要求いたしております。そのほか西ヨーロッパの方面におきまして、アメリカの極東政策が行き過ぎである。殊に朝鮮の動亂に對しましては批判的な声が高まつておるのであります。それと同時に、日本に對しましては二つの條約に基くところのアメリカの国防体制の問題につきまして、これに強い批判の声を高めておるのであります。又国内の輿論にいたしましては、予備隊は軍隊的性格を持つたものである、憲法違反である、徴兵制度の復活を企図しておるものであるといふので、これに對しまして、青年、學生は率つて反対を表明いたしてゐるのであります。このような内外の反対、批判の中にありまして、政府は軍隊に代るべきところの予備隊を着々増強し、やがては憲法改正に導こうとする、いわば馬を鹿と言はせるところの法案を今やここに提出いたしておるのであります。私はその意味におきましてこの法案に反対するものであります。(「そうだ」と呼ぶ者あり、拍手)

これより本案の採決をいたします。先ず警察予備隊令の一部を改正する等の法律案全部を問題に供します。委員長は修正議決報告でございませう。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。(賛成者起立)

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は委員会修正通り議決せられました。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 次に統計報告調整法案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。(賛成者起立)

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第六、國民金融公庫法の一部を改正する法律案、(内閣提出、衆議院送付)日程第七、國有財産法第十三條の規定に基き、国会の議決を求める件、(衆議院送付)以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。大蔵委員長平沼太郎君。

「審査報告書は都合により附録に掲載」

國民金融公庫法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年五月十三日
衆議院議長 林 謹治
參議院議長 佐藤尚武殿

國民金融公庫法の一部を改正する法律案
國民金融公庫法の一部を改正する法律
國民金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第十七條中「國家公務員とする。」を「刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。」に改める。

第十七條の二を削る。

第三十五條中「(同條第一項第三号を適用する場合を除く。)」を削る。

第三十六條を次のように改める。

第三十六條 削除

第三十八條を次のように改める。

第三十八條 削除

第三十八條 削除

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 國家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

昭和二十七年五月廿六日参議院會議録第四十号 國際計数センターの設立に關する條約の締結について承認を求めるの件

第一條第二項中「國民金融公庫」を削る。

第二條第一項第一号中「國民金融公庫及び住宅金融公庫の總裁並びに」を「住宅金融公庫總裁及び」に改める。

3 國家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第四條第二項中「並びに商船管理委員會及び國民金融公庫の役員」を削る。

4 恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二十條第二項第七号中「國民金融公庫」を削る。

5 この法律施行前に國民金融公庫の役員及び職員（國民金融公庫法第十七條に規定する役員及び職員をいう。以下同じ。）がその職務上知ることができた秘密については、國民金融公庫の役員及び職員は、一般職の職員たる國家公務員とみなして國家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第百條第一項及び第百九條第十二号の規定を適用する。

6 この法律施行前に生じた事由に基く國民金融公庫の役員及び職員その他同公庫に使用される者に対する給與及び旅費並びにその者の職務上の災害に対する補償については、なお従前の例による。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

國有財産法第十三條の規定に基き、国会の議決を求めるの件
右は本院において可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年四月二十六日

衆議院議長 林 謙治

参議院議長 佐藤尚武蔵

國有財産法第十三條の規定に基き、国会の議決を求めるの件
左記普通財産を公共福祉用財産とすることについて、國有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第十三條の規定により、国会の議決を求める。

記

一、所 在
東京都千代田区麹町一丁目一番地
皇居外苑の一角（現千代田グラウンド）
二、区分数量
土地 四、五四八坪二二一
立木竹 一四八本

〔平沼彌太郎君登壇、拍手〕

○平沼彌太郎君 只今上程されました國民金融公庫法の一部を改正する法律案の大蔵委員會における審議の経過並びに結果について御報告いたします。本案は、國民金融公庫が庶民金融機関として果たす役割の重要性に鑑みまし

て、その事務能率を向上し、事務の円滑なる遂行を図りますために、同公庫の役員を國家公務員からはずし、単に刑法等の罰則の適用に關してのみ公務員と同様の取扱をすることが適當と思われ、関係法律の改正を行おうとするものであります。さて、本案につきましては慎重に審議いたしました、その詳細は速記録により御承知願ひたいと存じます。

かくて質疑を終り、討論に入り、油井委員、大野委員、小林委員、菊川委員より希望を附する等の賛成意見が述べられ、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

次に、國有財産法第十三條の規定に基き、国会の議決を求めるの件について御報告いたします。

先ず本案の内容について申し上げますと、皇居外苑にありますが現千代田グラウンドは、現在普通財産となつておりますが、今後は外苑の一環として整備運営することが望ましいものと考えられますので、今回これを公共福祉用財産といたそうとするものであります。本件につきましては、慎重審議の後、討論に入り、菊川委員、油井委員より希望を附して賛成意見が述べられ、次に木村委員より反対意見が述べられ、採決の結果、多数を以て原案通り異議なきものと議決せられました。

右御報告申し上げます。（拍手）

○議長（佐藤尚武蔵） 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

先ず國民金融公庫法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤尚武蔵） 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長（佐藤尚武蔵） 次に、國有財産法第十三條の規定に基き、国会の議決を求めるの件を問題に供します。委員長報告の通り可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤尚武蔵） 過半数と認めます。よつて本件は委員長報告の通り可決せられました。

○議長（佐藤尚武蔵） 日程第八、國際計数センターの設立に關する條約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）を議題といたします。

先ず委員長報告を求めます。外務委員長有馬英二君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

國際計数センターの設立に關する條約の締結について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年四月十七日

衆議院議長 林 謙治

参議院議長 佐藤尚武蔵

國際計数センターの設立に關する條約の締結について承認を求めるの件

國際計数センターの設立に關する條約の締結について、日本國憲法第七十三條第三号但書の規定に基き、国会の承認を求める。

〔參照〕

國際計数センターの設立に關する條約

締結は、國際連合經濟社會理事會が採択した千九百四十六年十月三日の決議第二十二号（第三回會期）、千九百四十八年八月十日の決議第六十号（第七回會期）、千九百五十年八月十四日の決議第三十八号（第十一回會期）及び千九百五十二年八月二十四日の決議第三十九号（第十三回會期）にかんがみ、

國際連合教育科學文化機關の總會がその第六回會期において採択した決議二・二四にかんがみ、經濟的及び社會的分野における人類のすべての進歩が必然的に科學上の研究及び発見の發展に依存するものであることを信じ、

多くの科学上の研究が、国際的に行われる場合に、はるかに貴重な結果を収めること、

現在多くの科学部門にきわめて複雑な計算を含む数学的問題が存在すること、

若干の科学部門においては、その将来の進歩が数学的問題の解決に大いに依存していること、

計数機械の分野における最近の進歩が、過去においては実際上不可能であつたある数学的計算を行うことを可能にするものであること、

従つて、近代的計数装置を奨励し及び使用すること並びにこれらの装置の改良のための組織的且つ継続的な研究を行うことを任務とする国際的施設の設立がきわめて望ましいことと

を考慮し、

次のとおり協定する。

第一條 センターの設立

国際計数センター(以下センターという)をここに設立する。その所在地は、ローマとする。

第二條 任務

センターは、次の三の任務を有する。

- 1 科学上の研究
 - 2 教育
 - 3 諸問的及び計数的業務
- これらの相互補足的且つ本質的な三の任務は、同等の重要性を有する。

る。

センターは、その第一の任務を一層よく遂行するため、次のことを行ふ。

諸種の計数機械を備えた一又は二以上の計数研究所を設立し、及び運営すること。

計数装置の使用及び改良に関する問題について科学上の研究を行うこと。

純粋科学の問題について、計数に關係のある範囲内において、国際的規模における研究の計画を作成すること。

全世界の計数施設相互間の協力を促進し、それらの事業の調整に助力し、及びそれらの活動を奨励すること。

センターの研究の結果の出版及び頒布をすること並びに類似の性格を有する他の成果の出版をすることにより努力すること。

センターは、その第二の任務を一層よく遂行するため、計数の分野における専門教育及び専門家の高等訓練のための計画を立案し、及び実施する。

センターは、その第三の任務を一層よく遂行するため、次のことを行ふ。

諸問的業務部門を運営すること。
計数的業務部門を開設し、及び維持すること。

センターは、前記の任務を遂行するに當つては、まずその加盟国の必要、特に、資源の乏しい加盟国の必要を満たすように努力する。

センターは、常に、国際連合の設立の目的であり、且つ、国際連合憲章が宣明している国際平和及び人類共通の福祉という目的に従つて活動する。

第三條 加盟国

センターの加盟国は、国際連合、国際連合教育科学文化機関又は国際連合のその他の専門機関の一加盟国で、この條約の当事国となるものとする。

第四條 機関

センターは、次のものからなる。

- 1 総会
- 2 執行委員会
- 3 事務局長を長とする科学職員及び行政職員

第五條 総会

1 総会は、センターの各加盟国の代表者(なるべく科学上の能力のある者)一人ずつ及び国際連合教育科学文化機関の代表者一人からなる。各代表者は、代理一人の援助を受けることができる。

2 総会は、センターの最高機関とする。総会は、規則を定め、及びセンターの運営に關連するすべての決定を行う。特に、総会は、第二條に掲げる計数研究所の設立について決定するものとし、その所在地の選定に當つては、センター

第六條 執行委員会

1 執行委員会は、本條2の規定に従つて加盟国が提示する候補者の中から総会が選舉する六人及び国際連合教育科学文化機関の代表者一人からなる。

2 各加盟国は、二人の候補者を総会に提示する。その候補者中の一人は科学上の能力に基き、他の一人は行政上の経験に基き選定された者とする。総会は、執行委員会の委員を選舉するに當つて、衡平な地理的配分を保持するものとする。執行委員会の被選委員は、いづれも他の被選委員と同一国籍を有してはならない。

3 執行委員会の各被選委員は、その属する加盟国が当該委員とともに提示した他の候補者をその代理とする。

4 総会が選舉する執行委員会の委員の任期は、その委員を選舉した総会の通常会期の終からその後二度目の通常会期の終までとする。執行委員会に選舉された者は、引き続き就いて再選されることができない。総会は、その第一回会期において、抽せんによつて、執行委員会の被選委員中の三人を、次回の通常会期の終までを任期として選定する。総会の第一回会期において選舉された執行委員会の委員の任期は、その選舉の日から始まる。

- 5 執行委員会は、總會の権威の下に活動するものとし、總會が採択する計画の実施に關し總會に對して責任を負う。特に、執行委員会は、次のことを行う。
- a センターの事務局長が作成する年次報告及び計画を審査し、及び承認すること。總會に提出する二年ごとの活動報告は、執行委員会にも提出する。
- b センターの会計経理を監督し、及び年次予算を採択すること。
- c 科学上の協力に關してセンターが締結する協定を決定すること。
- d 事務局長の職のための候補者の名簿を、各候補者に関する意見を附して、總會に提出すること。
- e 事務局長の提案に基いて、センターの上級職員を任命すること。
- f 事務局長がその任命を引き続き遂行することができない場合には、總會の次回の会期までを任期とする代理を任命すること。
- 6 執行委員会は、通常会期として、一年に二回、会合する。同委員会は、臨時会期として、その委員三人の要請に基き、又はその議長の招集によつて会合する。
- 第七條 事務局長及び職員
- 1 センターの事務局長は、執行委員会が提示した候補者の中から總會が任命する。事務局長は、四年を任期として任命される。事務局長は、再任されることが出来る。
- 2 事務局長は、總會が決定した計画及び指令並びに執行委員会が決定した方針に従つて、センターの事業を行う。事務局長は、法律上及びすべての民事上の行為においてセンターを代表する。
- 3 事務局長は、第六條bに掲げる任命の場合を除く外、すべての科学職及び行政職につかせるため職員を任命する。
- 4 職員の任命は、最高標準の誠実、能率及び技術的能力を確保することに最大の考慮を拂うことを條件として、できる限り広い地理的基礎に基いて行わなければならない。職員の空席に關しては、充分な周知方法を講じなければならない。
- 5 事務局長及び職員は、その任務の遂行に當つて、いかなる政府からも又はセンター以外のいかなる当局からも指示を求め、又は受けてはならない。
- 第八條 財政條項
- 1 センターの財源は、加盟国の年次分担金、本條6に従つてセンターが受ける贈與、遺贈及び補助金並びにセンターが提供する役務について徴収する料金からなる。
- 2 センターの加盟国のセンターの予算に對する年次分担金は、この條約に附屬する等級表に従つて定める。但し、總會は、センターの他の財源が許すと認める場合には、一定年度の分担金を同一の割合で削減することが出来る。また、總會は、出席し且つ投票する加盟国の三分の二の多数により、一定年度の分担金を同一の割合で増加することが出来る。
- 3 本條2の規定にかかわらず、加盟国がセンターの予算に對する第一回分担金として拂込む金額は、その国がこの條約の當事国となる日のいかに問はず、總會の第一回会期において、附屬の等級表中に掲げる額の一定率において最終的に決定するものとする。この率は、百パーセント以上で、百二十五パーセント以下とする。
- 4 各加盟国は、財政上の分担の代償として、總會が決定する範囲内において、無償でセンターの役務を利用する権利を有する。
- 5 加盟国がセンターに對するその財政的義務を履行しないときは、總會は、執行委員会の勧告に基いて、その加盟国が享有する權利及び特權を、總會が決定する範囲内で、停止することが出来る。
- 6 センターの事務局長は、執行委員会の承認を得て、センターに供與される贈與、遺贈又は補助金を受けることができる。但し、この贈與、遺贈又は補助金には、センターの目的に反するいかなる條件も附することが出来ない。
- 第九條 國際連合教育科学文化機關との關係
- センターは、國際連合教育科学文化機關と、同機關の間の緊密且つ有効な協力、特に、科学上の研究に對する援助、情報及び職員の交換、共通業務の遂行並びに相互的便宜の供與に關する協力を図るため、協定を締結する。
- 第十條 本部又は計数研究所の所在国との關係
- センターは、その本部又は計数研究所が所在する国との間に、それらの国にある適當な機關との有効な協力を確保するため、協定を締結する。
- 第十一條 センターの法的地位及び免除
- 1 センターは、各加盟国の領域において、その任務の遂行及びその目的の達成に必要な法的地位、特權及び免除を享有する。
- 2 センターの本部又は計数研究所が設立される国におけるセンター及びその職員の特權及び免除は、協定で定める。
- 第十二條 加盟国の脱退
- いずれの加盟国も、この條約の當事国となつた日から三年を経過した後は、いつでもセンターからの脱退を通告することが出来る。この通告は、それがセンターの事務局長に通報された日から一年の後に効力を生ずる。但し、その加盟国は、その時において、その国の加盟中の各年度（前記の通報の日の次の会計年度を含む）に對する年次分担金を支拂つていなければならない。事務局長は、センターのすべての加盟国及び國際連合教育科学文化機關の事務局長に對しこの通告を通報する。
- 第十三條 改正
- この條約は、加盟国の提案に基き、總會が改正することが出来る。提案される各改正案は、總會に審査のため提出する日の少くとも三箇月前に加盟国に通報しなければならない。加盟国の代表者のみが、改正案の採択について投票することが出来る。改正案は、加盟国の数の少くとも三分の二にひとしい数の賛成投票を獲得したときに限り、可決される。
- 第十四條 最終條項
- 1 この條約は、國際連合、國際連合教育科学文化機關又は國際連合の他のいずれかの專門機關のすべての加盟国の署名及び受諾のために開放される。
- 2 国は、次の方法によつて、この條

約の当事国となることができる。

a その後の受託に関する留保を付けない署名

b 受託に関する留保を付けた署名及びその後の受託

c 無条件の受託

受託は、公式文書が国際連合教育科学文化機関の事務局長に寄託された時に効力を生ずる。

3 この條約は、本條2の規定に従つて十国が当事国となつた時に効力を生ずる。

4 国際連合教育科学文化機関の事務局長は、この條約の効力発生の日をこの條約の当事国に通報する。事務局長は、また、他の国がこの條約の当事国となる日をこの條約の当事国に通報する。

5 この條約が効力を生じたときは、国際連合教育科学文化機関の事務局長は、国際連合憲章第二百二條に従つて、この條約を国際連合事務局に登録のため送付する。

以上の証拠として、下名の代表者は、このために正当に委任を受け、この條約に署名した。

千九百五十一年十二月六日にパリで、ひとしく正文である英語及びフランス語により本書一通を作成した。

原本は、国際連合教育科学文化機関の記録に寄託する。同機関の事務

局長は、第十四條1に掲げる各国の政府に認証原本を送付する。

附屬書

分担金の等級表

I 国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）の加盟国である国

A 群 ユネスコに対する分担金がユネスコの予算の〇・五〇パーセントより少ない額の国………

二、〇〇〇合衆国ドル相当額

B 群 ユネスコに対する分担金がユネスコの予算の〇・五〇パーセント以上で、且つ、二パーセントより少ない額の国………

五、〇〇〇合衆国ドル相当額

C 群 ユネスコに対する分担金がユネスコの予算の二パーセント以上で、且つ、五パーセントより少ない額の国………

一〇、〇〇〇合衆国ドル相当額

D 群 ユネスコに対する分担金がユネスコの予算の五パーセント以上で、且つ、十五パーセントより少ない額の国………

一五、〇〇〇合衆国ドル相当額

E 群 ユネスコに対する分担金がユネスコの予算の十五パーセント以上の額の国………

二〇、〇〇〇合衆国ドル相当額

II 国際連合の加盟国であつて、ユネスコの加盟国でない国

これらの国は、国際連合の予算

に対するそれぞれの分担金の率に基いて前記の群に分類する。

II 国際連合の専門機関の一の加盟国であつて、ユネスコ又は国際連合のいずれの加盟国でもない国

これらの国は、国際連合分担金委員会が決定するそれぞれの国の国際連合に対する分担金の仮定の率に基いて前記の群に分類する。

ドイツ連邦共和国のために

批准を留保して

ベルギー王国のために

批准を留保して

ドクトル ギョーム

エジプト王国のために

批准を留保して

ドクトル デイワニ

イラク王国のために

批准を留保して

S・マディ

イスラエルのために

批准を留保して

A・タルミ

イタリア共和国のために

批准を留保して

A・デ・クレメンティ

日本国のために

受託を留保して

萩原徹

リベリア共和国のために

批准を留保して

千九百五十一年十二月十二日

J・D・ローレンス

メキシコ合衆国のために

受託を留保して

アントニオ・カストロ・レアル

トルコ共和国のために

批准を留保して

A・テオマン

〔有馬英三君登壇、拍手〕

○有馬英三君 只今議題となりました国際計数センターの設立に関する條約につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

政府当局の説明によりますと、国際連合の経済社会理事會では、人類の文化活動のうちには、国際的規模において研究しなければ能率の上らない天文学のごとき科学分野や、設備の完備した国際研究所において研究すれば一層偉大な業績の上がる結果に関するがごとき研究分野がありますので、これらの分野における国際協力を具体化するに重要な問題と考へ、これらの国際研究所設置の計画を審議中であります。この国際計数センターは、それが最初具体化されたものでありまして、その本部をローマに置き、その下に電子計数機等の近代的な計数装置を備えた一個以上の計数研究所を世界各地に設立して、計数に関する科学上の研究及び教育並びに計数の分野における諸問題の業務及び計数的業務を行う

ことを任務とする国際機関であります。我が国は本センターの設立會議において、アジア地域における科学の進歩は、西歐諸国に比して非常に遅れているが、我が国はこれらの諸国の中では科学及び技術の最も進んだ国であり、特に計数装置の研究には十数年の経験を積んでいるから、センターの計数研究所の一つを日本に設置すれば、この地域の科学及び技術の進歩に資するところ大なるを力説し、従つてセンターは本部が置かれるヨーロッパに計数研究所を設置した機構であるべきでなく、公平な地理的配分に基いて計数研究所の所在地を決定すべき旨を條約本文中に規定せしめることに成功しました。

我が国の條約締結の理由としては、我が国には、電子計数装置がないために解くことができず、又解き得ても多くの労力と日数を要する複雑な計数問題が各種の科学及び技術分野に山積しており、そのために學術及び産業一般の発展は大いに阻害されている現状であります。それで、センターに加盟いたし、これらの計数問題の解決を計数研究所に無償で依頼し、研究者の養成、各種資料の入手によつて計数装置の研究を一段と進歩せしめることができることになり、将来我が国でも優秀な計数装置を製作することが有望となるのであります。このように諸種の計数問題を解決することによつて、學界

及びその技術界が受ける間接的利益も少なくないと思われのであります。従いまして、ユネスコの国際計数センター設立会議への招待が我が国にもたらされましたとき、我が学界、技術界はこの計画を歓迎し、センターの計数研究所の一つを我が国に招待すること強く要望したのであります。

本條約締結のための会議は昨年十一月二十六日より十二月三日までパリにおいて開催され、條約案の審議終了後、十二月六日に同條約は署名されたのであります。同會議の参加国は、我が国を加えて二十カ国、オブザーバーを出席させた国は米英等七カ国であります。本年一月十五日現在、この條約を留保して署名した国は我が国を含めて十カ国でありますから、この條約は、これらの諸国のすべてがこの條約を受諾した時に効力を生ずることとなり、したが、遅くとも本年末までには効力を生ずる見込であります。なお、本條約附屬書によれば、加盟した場合の我が国の分担金は五千米ドル相当額であるとのことであります。

本条は去る四月十七日に本委員会に付託されましたので、本委員会は五月八日及び十五日の二回に亘り審議をいたしましたのでありますが、特に問題となる点もございませんで、その内容は委員会會議録に議ることとしたします。かくて質疑終了の後、討論を経て採決をいたしましたところ、全会一致を以て政府原案通り承認すべきものと決定いたしました次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本件の採決をいたします。本件を問題に供します。委員長報告の通り本件に承認を與えることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本件は承認を與えることに決しました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第九より第十七までの諸議及び日程第十八より第二十一までの陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。運輸委員長山縣勝見君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕
〔山縣勝見君登壇、拍手〕
○山縣勝見君 只今議題となりました日程第九より日程第二十一までの諸議及び陳情につきまして、運輸委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

日程第九より日程第十四までは、簡易駅の設置、跨線橋の架設、急行列車の設定、列車の延長運行、旅客サービスの改善に関するものであります。委員会におきましては、政府当局と質疑を重ね、慎重に審議いたしました結果、旅客の利便、公共福祉の増進を考慮いたしまして、いずれも願意を妥協と認めたのであります。日程第十五及び日程第十六は、国鉄バスの運行延長に関するものであります。これらの地方は、現在では交通に恵まれておりませんので、いずれも国鉄バスの延長運転を望んでいる現状であります。委員会におきましては、現地の産業の開発、経済、民生の向上に寄與するため、いずれも願意を妥協と認めたのであります。次に日程第十七は道路運送法の一部を改正されたいとするものであります。請願の趣旨といたしましては、このは、自動車運送事業界における名義貸の行為、自家用貨物自動車営業類の行為が公然と現在行われておりまする点に對し憂慮に堪えませんで、陸上輸送の秩序を確立するため、これらの問題を根本的に解決するに必要な法律改正をせられたいというのであります。委員会におきましては、審議の結果、現行規定の厳格な勵行を政府に希望いたしました。願意を妥協と認めたのであります。

日程第十八及び日程第十九は、宇野、高松間の国鉄貨物輸送力の増強に関するものであります。輸送要請の

微増に對し、宇野、高松間の輸送力の増強をされたいというのであります。又日程第二十は北陸本線の改良に關してでありまして、軌條等線路を改修せられたいというのであります。次に日程第二十一は、甲府、長野間にデ

イゼル電氣機關車による運輸を速かに実施されたいというのであります。右四件は、いずれも輸送力の増強確保に寄與すること大なるものがあり、又デ

イゼル電氣機關車の使用は石炭の節約にもなりますので、委員会におきましては、いずれも願意を妥協と認めました。

以上の日程第九より日程第十六までの諸議十八件及び日程第十八より日程第二十一までの陳情五件につきましては、議院の會議に付することを要するものにして、内閣に送付することを要するものと決定し、日程第十七は、議院の會議に付することを要するものにして、内閣に送付するを要せざるものと決定いたしました次第でございます。

以上御報告いたします。(拍手)
○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの諸議及び陳情は委員長報告の通り採択し、日程第十七の諸議のほかに内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつてこれらの諸議及び陳情

は、全会一致を以て採択し、日程第十七の諸議のほかに内閣に送付することに決定いたしました。

本日の議事日程はこれにて終了いたしました。次回の議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十分散会

○本日の會議に付した事件

一、議員派遣の件
一、日程第一 大船運送法案
一、日程第二 耐火建築促進法案
一、日程第三 地方財政法の一部を改正する法律案
一、日程第四 警察予備隊令の一部を改正する等の法律案
一、日程第五 統計報告調整法案
一、日程第六 國民金融公庫法の一部を改正する法律案
一、日程第七 國有財産法第十三條の規定に基き、國會の議決を求めるの件
一、日程第八 國際計数センターの設立に關する條約の締結について承認を求めるの件
一、日程第九乃至第二十一の諸議
一、日程第十八乃至第二十一の陳情

出席者は左の通り。

議長 佐藤 尚武君
副議長 三木 治朗君
議員 藤野 繁雄君 早川 慎一君

昭和二十七年五月十六日 参議院會議録第四十号

波多野林一君	野田 俊作君	宮田 重文君	宮本 邦彦君
徳川 宗敬君	常岡 一郎君	秋山俊一郎君	鈴木 直人君
田村 文吉君	伊達源一郎君	長谷山行教君	高橋進太郎君
館 哲二君	竹下 豐次君	堀 末治君	鈴木 恭一君
高橋 道男君	高田 寛君	愛知 揆一君	安井 謙君
高木 正夫君	杉山 昌作君	平林 太一君	長島 銀藏君
新谷寅三郎君	島村 軍次君	平沼彌太郎君	竹中 七郎君
西郷吉之助君	小宮山常吉君	有馬 英二君	菊田 七平君
楠見 義男君	木下 辰雄君	溝淵 春次君	滝井治三郎君
河井 彌八君	加藤 正人君	池田宇右衛門君	前之園喜一郎君
片柳 眞吉君	柏木 庫治君	駒井 藤平君	林屋龜次郎君
加賀 操君	尾崎 行輝君	油井賢太郎君	北村 一男君
奥 むめお君	岡本 愛祐君	中山 壽彦君	白波瀬米吉君
岡部 常君	梅原 眞隆君	岩沢 忠恭君	木内 四郎君
伊藤 保平君	石黒 忠篤君	泉山 三六君	横尾 龍君
飯島連次郎君	赤澤 與仁君	境野 清雄君	大隈 信幸君
赤木 正雄君	山川 良一君	木内キヤウ君	稻垣平太郎君
村上 義一君	島津 忠彦君	重盛 壽治君	清澤 俊英君
青山 正一君	玉柳 實君	三輪 貞治君	小林 孝平君
中川 幸平君	九鬼紋十郎君	三橋八次郎君	若木 勝藏君
大矢半次郎君	郡 祐一君	中田 吉雄君	小瀬 彬君
廣瀬與兵衛君	岡崎 眞一君	石原幹市郎君	小酒井義男君
楠瀬 常雄君	加藤 武徳君	栗山 良夫君	三好 始君
山本 米治君	古池 信三君	深川タメ君	羽生 三七君
山縣 勝見君	木村 守江君	紅露 みつ君	石川 清一君
西山 龜七君	山田 佐一君	松浦 定義君	森崎 隆君
一松 政二君	仁田 竹一君	吉田 法晴君	和田 博雄君
草葉 隆國君	左藤 義詮君	山崎 恒君	深川榮左工門君
黒田 英雄君	中川 以良君	岩男 仁藏君	菊川 孝夫君
川村 松助君	寺尾 豊君	岡田 宗司君	一松 定吉君
溝口 三郎君	三浦 辰雄君	堀木 鎌三君	岡村文四郎君
前田 穰君	堀越 儀郎君	小笠原三三男君	榑 繁夫君
小野 義夫君	重宗 雄三君	金子 洋文君	須藤 五郎君
大野木秀次郎君	入交 太蔵君	兼岩 傳一君	千葉 信君

堀 眞翠君	水橋 藤作君
岩崎正三郎君	上條 愛一君
千田 正君	東 隆君
松原 一彦君	田中 一君
齋 武雄君	羽仁 五郎君
矢嶋 三義君	村尾 重雄君
永井純一郎君	カニエ邦彦君
島 清君	佐々木良作君
小林 亦治君	松永 義雄君
相馬 助治君	中村 正雄君
山下 義信君	棚橋 小虎君
小泉 秀吉君	波多野 鼎君
原 虎一君	曾根 益君
下條 恭兵君	片岡 文重君

国務大臣

運輸大臣 村上 義一君

建設大臣 野田 卯一君

国務大臣 大橋 武夫君

国務大臣 山崎 猛君

政府委員

警備予備隊 本部次長 江口見登留君

統計委員長 大内 兵衛君

統計委員長 美濃部亮吉君

地方自治 常任委員 藤野 繁雄君

政務次官 西村 直己君

大蔵政務次官 岡田 修一君

運輸省海運局長 岡田 修一君

参議院會議録第三十九号正誤

頁 段

△六三 二十五行の次に石川清一を入
れるべきの誤

昭和二十七年五月十六日 参議院会議録第四十号

八五四

明治三十五年
三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部

十 円
(送料別)

発行所

東京部新橋区市谷本町一五
印刷 刷 行
電話 九段四三〇〇
郵便 東京一九〇〇〇
官報館